

情報公開法に係る主な答申等について

目次

1	第5条第1号（個人に関する情報）	-----	1
2	第5条第2号（法人等に関する情報）	-----	13
3	第5条第3号（国の安全等に関する情報）	-----	21
4	第5条第4号（公共の安全等に関する情報）	-----	23
5	第5条第5号（独法第5条第3号）（審議・検討等に関する情報）	--	25
6	第5条第6号（独法第5条第4号）（事務又は事業に関する情報）	--	28
7	第4条（文書の特定）	-----	36
8	第2条第2項（行政文書・法人文書該当性）・適用除外	-----	39
9	第12条及び第12条の2（事案の移送）	-----	41
10	行政手続法第8条（理由の提示）等	-----	42
11	行政手続法第13条（不利益処分）等	-----	43

令和8年3月

総務省行政管理局
調査法制課法制管理室

第5条第1号（個人に関する情報）

□：不開示妥当との判断

■：不開示不当との判断

1 「個人に関する情報」

① 個人に関する情報に該当するとされた例

- ・ 大正天皇の病状についての記録（14-113、114）

参考：東京地裁H15.5.29 請求棄却 → 東京高裁H15.10.7 控訴棄却 → 最高裁H16.3.11 上告棄却

- ・ 昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等（14-181）

注：故人である天皇が旧憲法における国の元首であり統治権を総らんとする者の地位にあったとしても「個人」に該当するとされた。

② 「事業を営む個人の事業に関する情報」でなく「個人に関する情報」とされた例

- ・ 柔道整復師の業務停止処分に係る情報（13-156）

参考：大阪地裁H16.4.15 請求棄却 → 大阪高裁H16.11.25 控訴棄却

2 「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

＜該当するとされた例＞

① 内容全体が個人を識別することができる情報とされた例

- 人権相談票及び人権侵犯事件記録（14-12）
- 鑑定留置請求処理簿（14-417）
- 行政相談苦情処理票のうち、a 申出人の属性に関する記述、b 行政相談において受け付けた苦情事案の申出内容、c 申出人等の関係当事者等の氏名等個人の特定につながる表記、d 申出内容と一体不可分な記載と認められる苦情事案の処理内容等（17-84）
- 入学試験の数学の受験者から回収した解答用紙（受験者の氏名、受験番号、当該受験者が記載した解答、採点委員による採点の経緯、点数等）（25-独 43）

注：当該数学の試験問題は、解答に至るプロセスを重視する記述式の問題であり、受験者から回収した解答用紙に記載された情報は、その全体が個人に関する情報であるとされたもの。

- 雇用保険審査請求人である特定個人の氏名、住所、会社名、印影、電話番号及び当該請求人の学歴や職歴、雇用保険被保険者証や離職票に係る情報、審査請求等に関する受付日、離職日等の雇用保険の処分に係る具体的な日付等（R6-153）

注：一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、既に原処分において開示されている情報を踏まえると、当該請求人に係る属性や関係する具体的な日付等が開示されると、当該請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できないとされたもの。

② 特定の個人を識別することができることとなる表示であるとされた例

- 拘置所被収容者の指印（15-365）
- 焼却施設解体工事に係る計画届の添付資料に記載された各種資格の番号（16-18）

③ 一般に入手可能な情報と照合することにより特定の個人を識別することができることと

なる表示であるとされた例

□ 特定鉱害に係る処理方針図 (18-315)

注：特定鉱害の対象範囲を確認するための処理方針図に記載されている個々の家屋等について、その形状が明らかであり、一般に市販されている住宅地図と照合することにより、当該家屋の居住者の氏名を識別することが可能とされた。

□ 国選報酬の過大請求の対象となった事件の事件番号及び被疑者の収容先施設名 (26-独 19)

注：国選報酬の過大請求を行った弁護士の名及び弁護士登録番号（個人識別部分）以外の、過大請求の対象となった事件の事件番号及び被疑者の収容先施設名については、個人識別部分には該当しないものの、既に開示されている他の情報と照合することにより、事件に係る弁護士が特定され、公にされていない「どの弁護士が国選報酬の過大請求を行ったのか」といった情報」が明らかになり、当該弁護士の権利利益を害するおそれがあるとされたもの。

④ 一般人基準では識別性はないが、特殊な事情により特定の個人を識別できる可能性があり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとされた例

□ 医療事故に係る示談書等に記載された損害賠償額等の情報 (13-7)

注：患者の治療がなお継続中であること、活発な取材活動・報道状況により多くの人が本件事故に係る患者の情報を承知していること、医療事故患者5名のうち損害賠償措置をとったのは1名のみであることなどの特殊な事情が考慮されたもの。

□ 医療事故関係賠償金使用実績調査の賠償金額 (13-20)

注：示談又は和解が成立した年度及び病院名が既に開示され、1年度1病院当たりおよそ1件と事故の絶対数が少なく、特殊な事故も少なくないなどの事情が考慮されたもの。

□ 難民認定申請の受理・処理状況に関する情報 (13-171)

注1：難民認定制度の性質にかんがみ、難民に関する情報についての個人識別性は、専ら、あるいは主として、在日関係機関等と当該国人との関係において格別に問題になるという特殊性を有しているとされ、在日関係機関等が保有し、又は入手可能な情報と照合することにより識別性があるとされたもの。

注2：このほか、20-175では、難民認定申請受理台帳の申請年月日については、仮にこれを開示した場合、当該外国人の行動等のある程度知っている関係者には、当該申請年月日に係る外国人を特定することが可能になるものと考えられるため、部分開示はできないとされた。

□ 海難審判に係る質問調書等に記載された情報 (14-90)

注：受審人等の氏名を不開示としたとしても、船名、船籍港、事故発生日など、海難を特定することができる情報は開示され、供述者の肩書きも開示されており、受審人である船長等については、事故発生時に地元新聞に実名入りで報道されている状況から、供述者が容易に特定されるとされたもの。

□ 大学推薦入学等の合格者選考の結果として記載された合格者の受験番号 (14-152)

注：社会人特別選抜のような少人数の受験者の状況において、一定の範囲において個人を特定できる可能性を否定できないとされたもの。

□ 大学の人権問題委員会議事録に記載された被害者の属性を示すアルファベット及び数字 (14-152)

注：学生が少人数の状況においては、被害者所属や学年を容易に推測することが可能であるため、限られた範囲の者には被害者である個人が特定される可能性があるとしてされたもの。

□ 特定路線価評定調書兼決議書に記載された路線番号 (25-57)

注：当該道路に面した土地の所有者は数名程度であると認められ、特定路線価により評価する土地の地積が開示されていることを踏まえると、近隣住民等一定の関係者には、当該路線番号によって、特定路線価の設定を申し出た特定個人を識別することが可能であり、相続税の申告のため特定路線価の設定を申し出た当該特定個人が、相当高額な財産を相続する者と受けとられることにより、当該特定個人の権利利益が害されるおそれを否定することはできないとされたもの。

□ 運転事故等整理表に記載されている性別及び年齢 (26-371)

注：事故現場に居合わせた一定の範囲の者が、開示文書に記載されている「公衆等の性別、年齢」の情報と「発生日時」及

び「場所」の情報を認識することによって、事故の当事者が誰であるか識別しうる可能性があることは否定できず、また、事故の当事者の居住する地域の近隣住民であれば、事故の当事者本人に関する相当程度の情報を持ち合わせている可能性があることから、「公衆等の性別、年齢」に関する情報を把握することによって特定の個人を識別することが可能となり、個人の権利利益を害することになりかねないとされたもの。

□ 人口動態調査を特別集計した集計表のうち、特定年における市区町村別及び性別の中皮腫による死亡数（19－413）

注：中皮腫による死亡者の総数が少ないこともあって、死亡者が存在する市区町村は、全国の市区町村のうちごく一部に限定され、市区町村ごとの中皮腫死亡数も1人又は2人といった少数の事例が数多く、また、中皮腫による死亡者が1名以上存在する市区町村の一部において、当該市区町村における死亡者の男女別総数が十数名にとどまるため、死亡者の病状、勤務先事業場等の情報と照合することにより、中皮腫による死亡者が特定される例があり得ると認められ、特定の個人が中皮腫に患っていたという通常人に知られたい情報を知られるおそれがあるとされたもの。

□ 障害者任免状況通報書に記載されている障害の種類・程度等の区分ごとの人数（20－9、27－58）

注：他の情報と照合し、あるいは各年ごとの数字を比較すること等により、職場の同僚等の一定の範囲の関係者には特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるとされたもの。

□ 司法修習生考試結果集計表に記載されている各科目ごとの「不可」の人数（27－782）

注：個人の氏名等といった直接個人の識別を可能とする情報ではないが、予備試験資格者に係る「不可」の人数が少数である現状においては、関係者の間では特定の科目で「不可」となった個人の特定につながる可能性があり、その結果個人の能力等に関する機微な情報が明らかとなって当該個人の権利利益を害するおそれがあるとされたもの。

□ 放射線被ばくによる疾病が労災認定された労働者個人の「累積被ばく線量」（28－221）

注：放射線被ばくによる疾病が労災認定された労働者個人の累積被ばく線量は、一般的に他人に知られたい私的な情報であり、かつ、同僚等の関係者にとって、労災認定事案が少数である中、当該労働者を特定する手掛かりとなり得るものであることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとされたもの。

□ 特定期間に保育施設で起きた死亡事故に係る死亡した児童、その収容先の病院及び保育施設に係る情報（30－18）

□ 帰宅のために使用されたタクシーチケットのタクシーの行き先（下車地）（30－433）

注：「タクシー券を使用した職員と同じ部局で勤務する者等一定範囲の者であれば、タクシー券が使用された日付等から当該職員を特定することができる可能性があり、降車地が公にされれば、当該職員が宿舎に居住している場合には宿舎名、自宅に居住している場合には自宅の最寄り駅を知ることができることになる。現在の社会状況下においては、そのような情報が不特定多数の者に拡散する可能性も否定できないことを併せ考えると、降車地が公にされれば、当該職員の意に反して居住する宿舎名又は自宅の最寄り駅という私生活に密接に関わる情報が他者に知られる可能性があると認められる。その結果、例えば、当該情報が悪用され、公務に関連し、あるいは私生活に関連して嫌がらせ等を受け、当該職員の平穏な私生活が脅かされる危険性があることを否定することはできない」ことから従前の答申を変更したもの。

⑤ 情報の性質により、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとされた例

□ 基礎年金番号及び年金コード（15－231、232）

□ 具体的に特定された旅券番号の旅券発給の有無に関する情報（16－523）

注：審査会答申においては、不開示としても「発給の有無」というそれ自体不開示な情報を開示することとなるので、存否応答拒否が妥当である旨示されている。

□ 我が国在外公館の査察報告書のうち、在外公館長と次席館員の管理能力や館員の経歴と事務処理能力に係る記述（15－768～779）

□ 障害者任免状況通報書に記載されている障害の種類・程度の区分に関する情報（16－372、19－512、513）

□ 特定の保険証書番号に対応する保険契約に係る文書（保険契約が存在するという事実）の有

無 (R4-独 42)

注：当該機構における保険業務及び契約管理のために使用される保険証書番号についての事案であり、当該保険契約の存否情報が公になると、当該番号に対応する保険契約者の知人等を始め第三者が、何らかの手段で当該番号に対応する保険契約者を特定することができる情報を入手し、保険契約者本人になりすまして同人及び当該保険契約に関する情報を入手するなどのおそれが生じることを否定することはできないとされたもの。

＜該当しないとされた例＞

⑥ 「他の情報」との照合性がなく、特定の個人を識別することとなる情報とは認められないとされた例

■ 労働基準監督官採用試験 2 次試験結果に記載されている欠席者数、受験者数等 (17-530)

注：公になっている第 1 次試験の合格者名と最終合格者名を比較することにより不合格者が特定されるおそれがあるとして不開示としたが、合格者氏名の公表に限られた場所・期間での掲示のみであり、一般人が通常入手し得る情報とはいえず、照合する「他の情報」に当たらないとされたもの。

■ 建売住宅の設計審査申請資料における特定番号の住宅に係る配置及び面積に関する情報 (24-独 5)

注：作成から既に 50 年以上が経過し、かつ、記載内容にも変更が生じているので、既に開示されている情報から特定住宅の所有者を特定することができるとまでは認められないとされたもの。

■ 大学の特定教職員が特定行為を行うよう特定学生に指示したことに関する文書の存在の有無 (R5-独 1)

注：大学のウェブサイトでは、当該事案に関し新聞等で報道があったこと、諸経緯、当該教職員に対し処分を行ったこと（当該教職員の氏名は記載されていない。）等を記載している。この点を踏まえると、対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は、文書が作成されたという事実の有無であり、本件開示請求は当該個人の識別を可能とする情報を明示して行われたものではないことから、本件存否情報は、特定教職員の個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することはできないとされたもの。

⑦ 一般人基準により、特定の個人を識別することとなるとは認められないとされた例

■ 医療事故報告に記載されている報告日、事故名、初診日、受診科名、医療行為名・原因等 (13-111)

■ 個人の筆跡 (19-独 82、28-544)

⑧ 個人を識別することができることとなる部分を除けば、個人の権利利益を害するおそれはないとされた例

■ 要介護認定等に係る認定調査結果等の報告に記載された認定申請日、調査依頼日、判定日、要介護状態の程度に関する区分の別等 (13-127)

⑨ 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれはないとされた例

■ 構造計算書の偽装・誤りの有無についての調査の結果において、耐震性に問題なしと判定された物件の「確認時物件名」、「現在の物件名」及び「現況」の各欄 (22-549)

注：特定行政庁における調査の結果、耐震性に問題なしと判定された物件については、そもそも十分な安全性が確保されていることから、当該個人の権利又は利益を害するおそれがある状況にあるとは認められず、むしろ、構造計算書偽装が明るみとなり、国民の不安が高まっていた当時の社会情勢にかんがみれば、本件においては、積極的にこれを公表すべきであったものと言えることから、当該不開示部分は、法 5 条 1 号本文後段に該当しないとされたもの。

■ 建売住宅の設計審査申請資料における特定番号の住宅に係る配置及び面積に関する情報 (24-独 5)

注：50 年以上前の設計審査段階での情報にすぎず、かつ、これに類する情報は、登記簿及び地図等から入手可能である等

であることからすれば、これを開示したとしても所有者の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないとされたもの。

■ 駐車場利用料金（26―独 52）

注：駐車場利用料金自体が特定の個人を識別できる情報（法5条1号本文前段）に該当するとは認められず、これを開示することにより、家計支出の一部に過ぎない駐車場利用料金のみで個人の家計状況等が明らかになるとは言えず、それにより個人の権利利益を害するとは認め難いとされたもの。

■ 仮の差止め請求に係る事件番号（28―32）

注：仮の差止め請求の事件記録を閲覧することができるのは利害関係者に限定されていることから、それ以外の者にとって、本件の事件番号が法5条1号本文前段に該当するとは認められないとした上で、利害関係者が本件の事件記録を閲覧することによって、訴訟当事者又は関係者である個人を特定することになるとしても、当該利害関係者は、民事保全の手続の中で既に承知していることから、法5条1号後段に該当するとも認められないとされたもの。

■ 大学の特定教職員が特定行為を行うよう特定学生に指示したことに係る文書の存在の有無（R5―独 1）

注：開示請求が特定教職員を名指しして行われたものではなく、開示請求書に記載された特定行為に関する記載は単に報道を引用し事案の特定を行うものであり、対応等に関する記載も大学が公表している範囲を実質的に超えるものとは認め難く、存否情報が個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情は認め難いとされたもの。

3 イ：「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」

<該当するとされた例>

① 職務の特殊性から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとされた例

- 処分を受けた柔道整復師の氏名等（13-156）
- 中央労災医員の氏名、当初委嘱年月日、現職、出身大学、医師免許取得年月日等（13-129）
- 地方じん肺診査医の氏名（15-52）
- 保険指導医の名簿における保険指導医の氏名（23-473）

注：保険指導医は、非常勤の国家公務員ではあるが個々の行政指導に直接関与しているというその職務の重要性に鑑みて判断されたもの。

- 種の保存法に基づく国内希少種の捕獲等許可申請者・被許可者の氏名（15-324）

注：もともとかなり限定された場合のみ申請がなされ許可されるものであり、県の委託を受け空港建設に関しオオタカの保護対策等を検討するという公的な性格を持つ委員会の事務の一環として捕獲の許可を得たもので、申請者・被許可者は当該委員会の委員として県のホームページに掲載されていることなどが考慮されたもの。

- 特定政治団体の規約及び被推薦書に記載された国会議員の氏名（17-70、71）

注：公人たる現職（当時）の国会議員の氏名について、国民の代表である国会議員の地位、職責及びその活動の公知性の高さに照らして判断されたもの。

- 意見交換のための会議に出席した国会議員に係る氏名及び所属する組織名（20-独 61）

注：公的銀行である国際協力銀行の現地駐在員との「特定地域のFTAと特定国の規制緩和等に関する意見交換」のための会議であり、国会議員の地位が極めて公共性の高いものであることにかんがみて判断されたもの。

- 特定企業から提出された住宅金融公庫業務受託申請書に添付された「責任者職名及び公印報告書」の責任者職名（責任者氏名）欄に記入された特定企業の職・氏名（18-独 52）

注：公庫の審査業務は公的な業務であり、さらに、当該業務を受託できるのは、地方公共団体又は住宅金融公庫法施行令に定める条件を満たす法人に限られており、また、当該業務に従事する者は、住宅金融公庫法により刑法その他の罰則の規定の適用について、公務に従事する職員とみなされており、当該責任者の職責の重要性・公益性にかんがみて判断されたもの。

- 必ずしも自署とすべき必要性がない場合に公務員が職務の遂行に関して自署する氏名（26-216）

注：一般的な行政文書において、公務員が職務の遂行に関して氏名を自署する場合は、当該職務の遂行者又は責任者として氏名が記録されるにすぎず、諮問庁において必ずしも自署とすべき必要性があるものではないとしていることから、活字により記載された氏名に比して、自署の固有の形状等が単なる氏名の記録以上の特段の意味を持つものとは認められず、本件の場合、その固有の形状等が明らかになることにより、悪用され、当該個人の権利利益を害することとなるなど、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）における特段の支障が生ずるおそれがあるとも認められないとされたもの。

- 海事代理士試験規程の一部改正に関して意見を聴取する学識経験者の選定に関する文書に記載された当該学識経験者の主たる役職名と叙勲・表彰歴（28-186）

② 当該情報の公にされている状況等から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとされた例

- 医薬品副作用・感染症症例票の年齢、医療機関所在地、職業等（14-8）
- 投書・請願等整理簿の発信者欄に記載されている請願提出者たる事業を営む個人の氏名等（14-521）

注：請願者たる個人が事業を営む個人であることは、業界団体名簿等により慣行として公にされているとされた。

■ 報道機関の傍聴を認めた会議の議事録テープに記録されている情報（14-453～457）

■ 委託研究に係る精算報告書に記載された委員の旅費に関する情報（15-141）

■ 昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等（14-181）

注：当該会見が、特異な時期、特異な状況の中で、特異な形式で行われた会談であることを理由に、「慣行として公にすることが予定されている」とされたもの。

■ 朝鮮総督府高等官昇等が決定された文書等に記載された、高等官の氏名、官職、等級等の情報（17-283）

注：官報に掲載され、現在においても国立国会図書館等で閲覧できる状況となっていることから、「慣行として公にすることが予定されている」とされたもの。

■ 土地開発公社の用地取得に関する資料に記載された取得価格・買収価格（最高裁 H17. 7. 15 判決、最高裁 H17. 10. 11 判決）

注：公社に買い取られた事実は不動産登記簿に登録されて公示される性質のもので、一般人であればおおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格であって、個人地権者にとって私事としての性質が強いものではなく、公開に親しまないような個人情報であるとはいえないとされた。

■ 刑務所における発信不許可処分に対する損害賠償請求事件の判決書写しにある事件番号と上告人の犯歴に関する部分（18-490）

注：関係者氏名等が仮名処理されるなどプライバシーに一定の配慮がされた上で、判決データが最高裁判所ホームページに掲載されて一般の閲覧に供されていることが公表慣行を判断する際の要素となったもの。

■ 国が個人地権者から買収した土地の土地代金等（21-641）

■ 特定事件の再審査請求について（参考報告）等に記載された確定裁判被告人の氏名及び罪名（該当法条）（25-393）

注：時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていくとしても、当該確定裁判被告人に係る法務大臣記者会見の内容が法務省ホームページから削除された後、本件開示請求に至るまで1年に満たないことから、本件開示請求時点では公衆が知り得る状態に置かれていたと認められたもの。

■ 所管事項説明の一環として作成された懸案事項説明文書中の自殺事故の当該自殺した年月日及び自殺の手段に関する情報（25-452）

注：遺族による国家賠償訴訟の判決（一審）内容が広く報道されてから1年以上が経過しているものの、当該訴訟についても繰り返し報道されており、今後の控訴審判決についても引き続き高い注目が集まることが予想されるものであり、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶が薄れているとは言えないとされたもの。

■ 最高裁判所の判例検索システムに掲載されている判決情報（26-165）

注：判決全文をそのまま掲載するのではなく個人名を英字等に置き換える処理をするなどして個人情報に対する一定の配慮をしていることから、情報公開制度と一定程度共通する趣旨、目的及び個人情報に対する配慮の下に情報が掲載されており、慣行として公にされているものと認められたもの。

■ 特定事件の事件番号であって、国等の設置のウェブサイト等に掲載されているもの（27-519、520）

注：民事訴訟事件の記録は、「何人も」閲覧請求をすることができることとされているため、事件番号を知ることにより訴訟記録を閲覧することが可能になることから、当該事件番号は、法5条1号前段に該当するとした上で、国等の設置のウェブサイト等に掲載されているものについては、その掲載の趣旨、目的等が情報公開制度と相容れないなど特別な事情がある場合を除き、当該事件番号と同一事件の他の審級等の事件番号を含め公表慣行が認められたもの。

■ 特定の行政文書の作成に関与した特定職員の出勤簿の氏名（28-470）

■ 職員個人の処分歴に関する情報のうち、処分決定時に公表した情報（所属局名、役職段階、年齢及び処分理由の概要）（R2-279）

注：公表から本件開示請求までの期間が1年に満たないものであり、また、当該期間の経過による社会的影響及び事案に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と非違行為事案を起こした職員の権利利益の擁護の必要性等を併せ考え、原処分時点においてなお公表慣行を認めるべきとされたもの。なお、人事院の指針では、懲戒処分の公表は個人が識別されない内容を基本とすることとされているが、本件の免職処分に係る事案では、被処分者の氏名についても、処分庁の慣行に従

い公表したため、本事案に関する限りにおいて公表慣行を認めるべきとされている。

- 特定省庁が特定個人との契約によって納入を受けた成果物、当該契約に至る意思決定プロセス、当該特定個人とのやりとりに関する文書（特定個人が特定省庁と契約を交わした事実）の有無（通達で公表が義務付けられている契約に限る）（R4-322）

注：国の支出の原因となる契約を締結したときは、一定の条件に該当する場合を除き、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）に基づき、契約の相手方の名称等を公表することが義務付けられているため、公表が義務付けられている契約について、特定個人が特定省庁と契約を交わした事実の有無については、その存否を明らかにすべきとされたもの。

- 特定国会議員に対して特定省庁が行ったレクチャー、資料等のやり取りが分かる文書（特定国会議員に対して説明等を行ったという事実）の有無（特定国会議員自身が自らその事実を公表している場合）（R4-519）

注：開示請求時点で、特定国会議員自身が、特定ウェブサイトチャンネルにおいて、特定省庁から説明を受けた旨発言していることを踏まえると、本件存否情報は既に明らかになっていたものとされたもの。

<該当しないとされた例>

- ③ 報道や裁判の公開等により一時的に明らかにされた事実があったとしても、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

- 過去に報道等により公にされた事件関係者の氏名等（13-14）
- 死刑確定者・被執行者の氏名等（13-85）
- 海難審判の受審人等の氏名（14-90）
- 法律案審議録に含まれる参考判決集に記載されている被告人の氏名等（14-110）
- 被告人として鑑定留置処分を受けたという情報（14-417）
- 過去に公表された懲戒処分に付された警察官の氏名（15-3）
- 特定個人にかかる訴訟に関して札幌高裁から送付された文書送付嘱託書の原本（15-217）
- 新聞報道された特定の個人に係る労働基準監督署の労災認定に係る請求書及び復命書（16-335）
- 特定日付に特定銀行の実名により特定新聞で報道された事件に係る不祥事件届出（16-217、218）
- 都道府県警察が保有する個人情報の取扱いに関する不適切事例等について作成・取得された文書にある非違行為を行った警察官の氏名等（19-150、151）
- 過去に公示していた旧相続税法 49 条の規定による申告書記載事項が記載された文書（19-129）

注：高額納税者を公示していたもの

- 懲戒処分の実施及び公表から1年に満たないものの、処分の効力を停止させる新たな状況変化を生じた場合における被処分者の職名や非違行為の内容が記録された処分説明書及び懲戒処分の公表資料（23-独5）
- 特定個人に対する贈与税の税務調査に関連して行われたと解される特定金融機関の別の特定個人に対する反面調査に係る文書の存否（24-123）

注：民事訴訟法による閲覧制度は、同法に定める手続及び目的の限度において、個別の閲覧者に訴訟関係者のプライバシー等が開示されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報を個人情報の保護に配慮することなく対外的に公表することまでも許容する趣旨であると解することはできず、民事訴訟法の閲覧制度の対象となった情報であることの一事をもって、情報公開手続において公表慣行の存在を肯定して、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできないとされたもの。

刑事裁判の有罪判決に関する情報（25-452）

注：事件の概要の公表から1年以上経過しており、公表の時点から時間が経過するにしたがって、事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められたもの。

叙勲受章者の功績調書及び履歴書に記載されている本籍地及び都道府県並びに市区町村を除く現住所（29-463）

A都道府県未成年者喫煙防止対策協議会の出席者の氏名（R3-485、487及び489）

注：A都道府県が情報公開条例に基づき、同一の文書について全部開示を決定したものの、その判断は、当該事案における個別の判断であり、当該開示決定によって直ちに特定の情報に一般的な公表慣行が認められ、他の行政機関の判断を拘束するものまで認めることはできないとされたもの。

過去に報道発表資料に掲載された、職員の懲戒処分の処分説明書の記載事項のうち個人識別部分（R6-631及びR6-632）

注：特定刑事施設に勤務する職員の懲戒処分の処分説明書について、同様の記載が報道発表資料に存することが認められるが、当該報道発表日から原処分時点までの期間は約2年半であり、既に相応の期間が経過しているものと認められ、当該期間の経過による社会的影響及び事案に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と非違行為事案を起こした職員の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えると、既に開示されている情報等と併せることにより、個人を識別することができる部分であることから、もはや現に「公にされている情報」とも、「公にすることが予定されている情報」とも認められないとされたもの。

④ 職務の特殊性から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

死刑執行に関与した公務員の氏名（13-71、85）

特定金融機関の検査を行った検査官の氏名（14-175）

農業協同組合法に基づく検査に関する決裁文書、復命書等に記載された検査官の氏名（14-266～278）

税務調査を担当する公務員の氏名（16-336）

第9次イラク復興支援群の一員であった自衛隊員の階級、氏名及び印影（21-658）

注：「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）では、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名について、特段の支障の生じるおそれがある場合を除き、公にするものとしており、この「特段の支障」を生じるおそれがあるものとして認めたもの。

消費者庁が依頼した機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業報告書を作成した機関に所属する公務員等の氏名及び印影（29-183）

⑤ 情報の性質等から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

国家公務員である指導医療官個人の処分に係る資料（14-396）

懲戒処分を受けた公務員の氏名等（14-403）

注：「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日総参-786人事院事務総長通知）においては、「個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする」とされている。

職務遂行が終了した後、公務員が帰宅のために使用したタクシーチケットの使用者名（21-281）

大正天皇の病状についての記録（14-113、114）

参考：東京地裁H15.5.29請求棄却 → 東京高裁H15.10.7控訴棄却 → 最高裁H16.3.11上告棄却

注：天皇が公人中の公人であるとか、特殊な地位にあって社会的に影響がある人物であったとしても、医療関係録には公表

慣行がなく、公表が予定されているものとも認められないとされた。

- 借地権等が設定された土地の土地代金等（分割率を推測し得るもの）（21-641）
- 三者契約における代替地の価格（21-641）
- シンポジウムに参加していた一般参加者の容姿及び容ぼう（22-独 29）
- 行政文書不開示決定通知書に係る決裁文書に記載された開示請求者の氏名、住所、電話番号（23-174）

- 特定団地自治会に係る緊急連絡員の氏名及び連絡先（22-独 48）

注：緊急連絡員の氏名等について、管理センター窓口に掲示することにより周知を図っているが、あくまで団地内で発生する緊急の事態に備えたもので、これらの情報は広く不特定多数の者に公にし、又は公にされている情報とまでは言えないとされた。

- 臓器提供者である特定患者の脳死判定・臓器移植に係る文書（25-独 3）

注：「事例」として別途加工された情報とその基となった文書に記載されている患者の診療等の情報は同一のものとは認められず、当該「事例」において各種のデータが公表される可能性があるからといって、本件対象文書に記載された特定患者の診療情報が公にされると言うことはできないとされたもの。

- 判決書の事件番号（28-179）

注：民事訴訟事件の記録は、「何人も」閲覧請求をすることができることとされているため、事件番号を知ることにより訴訟記録を閲覧することが可能になることから、当該事件番号は、法5条1号前段に該当するとした上で、当該閲覧制度をもって、直ちに一般的に公表慣行があるとは認められないとされたもの。

- 特定刑事施設の幹部職員名簿に記載されている勤務年数、現任庁在職期間及び前任庁等（29-184）

- 特定の事務処理を行った職員に係る人事記録に記載された当該職員の氏名（R3-408～412）

注：職員の氏名を開示することにより、悪意を有する相手方をして、当該省の事務を停滞させ得る目的によって、特定の職員を対象とした不当な請求を繰り返させることにつながりかねず、同省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする説明は否定し難いとされたもの。

- 旧陸軍の特定部隊の留守名簿のうち旧陸軍の軍人軍属及びその留守家族等に関する情報がその氏名とともに記載されているもの（R4-52、53）

注：国立公文書館へ移管される予定の文書であることから「公にすることが予定されている情報」であり、国立公文書館の審査基準に応じて開示されるべき旨の審査請求人の主張に対し、移管される前の、国立公文書館とは別の機関である処分庁が保有している行政文書に対する法に基づく開示請求について、同館の審査基準は適用されないとする諮問庁の説明は首肯できるとし、また、同館に保管されている留守名簿については、部分公開とされているものも相当数に上ることが認められ、直ちに本件対象文書が「公にすることが予定されている情報」であるということとはできないとされたもの。

- 特定時間帯に路上喫煙をしていた職員とされる人物が特定庁舎に勤務する職員である事実及び当該時間帯に路上喫煙をしていた事実の有無（R6-1018）

注：容貌が添付した写真に一致する職員が特定庁舎に勤務する職員である事実及び路上喫煙していた特定日特定時刻頃に職務専念義務のなかったことが分かる文書に関する開示請求について、その存否を答えることは、特定の個人が特定庁舎に勤務する職員である事実及び特定日特定時刻頃に庁舎敷地外で路上喫煙をしていた事実の有無を明らかにすることとなり、当該事実は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないことから、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとされたもの。

4 ロ：「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」

① 該当するとされた例

- 医薬品副作用・感染症症例票に記載された「年齢」、「医療機関の所在地」、「主な既往歴、患者の体質等」及び「副作用・感染症の発現状況、症例及び処置等の経過」（14-5）

- 特殊地下壕実態調査の回答結果に記載されている特殊地下壕が位置する土地の地番（24-132）

注：地盤陥没・崩落等が発生した場合には、陥没・崩落部分及びその周辺において、人の生命、財産等に重大な被害や影響が及ぶであろうことは容易に推測されることから、当該地番を公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、当該特殊地下壕が存在する土地ないしその周辺における人の生命・財産等を保護する必要性が上回るものと判断されたもの。

② 該当しないとされた例

- 医薬品副作用・感染症症例票に記載された「当該医薬品の成分に関するアンケート」及び「臨床検査所見及び担当医の見解」（14-8）
- 鉱害認定科学調査報告書の地域説明図（14-167）
- 新築工事に係る建物等の損害等調査書に記載されている建物等の調査番号、調査者の氏名、建物の所有者・占有者の氏名、配置図等（15-67）
- 労使紛争の解決援助制度に係る起案文書等（15-139）

5 ハ：「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

<該当するとされた例>

① 公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に該当するとされた例

- 出勤簿における出勤の押印、出張・研修の表示（13-31、32）
- 前渡資金出納計算書附属証拠書類に記載されている非常勤職員の出勤時間数（14-115）
- 贈与等報告書における報告者の官職（21-3）

注：報告された供応接待自体が職務遂行と直接関連を有しているとされたもの。

- 旅費請求書の請求者欄の「官職」、「精算額」、出張経路欄の「月日」、「出発地」、「到着地」及び「宿泊地」、航空賃欄、日当欄、宿泊料欄の「乙地」、請求月日並びに備考欄の印。旅行命令簿の「発令月日」、発令者の決裁欄の「課長」及び「総務係長」、「用務先」、「旅行期間」並びに「旅費額」（20-464）

- 意見交換のための会議に出席した国会議員に係る役職名（20-独 61）

注：公的銀行である国際協力銀行の現地駐在員との「特定地域のFTAと特定国の規制緩和等に関する意見交換」のための会議への出席に係る情報は、当該会議の目的に照らし、国会議員としての職務の遂行に係る情報であるとされたもの。

- 収容施設の監視カメラ映像を記録した電磁的記録のうち、当局職員の顔画像を含む容姿が記録されている部分（R5-649）

注：当該情報は、当該職員の職務の遂行に係る情報であることから、5条1号ただし書ハに該当するが、それ以外の情報とともに撮影されている映像の一部であり、職務遂行に係る部分のみを他の部分（収容施設の構造等の同条4号該当部分）と容易に区分して除くことはできないことから、部分開示はできず、不開示決定は妥当とされたもの。

<該当しないとされた例>

② 公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に該当しないとされた例

- 贈与等報告書に記載されている原稿執筆や講演に係る情報（14-240）
- 懲戒処分 of 被処分者の氏名等（14-403）
- 訓練中に発生した死亡事案に係る公務災害発生報告書等に記載された被災職員に関する記述（15-235）
- 刑務所における懲罰処分に対する国家賠償請求事件の準備書面、判決書に訴訟当事者の主

張の一環として記載された訴外個人である刑事施設職員の氏名（19-361）

注：訴訟当事者の主張の一環として記述されたとしても、職務遂行に係る情報といえず、また、判決データが最高裁判所ホームページに掲載されていても、当該氏名は伏せられており、公表されていないとされたもの。

- 旅費請求書の請求者欄の「所属部課」及び「職務の級」。旅行命令簿の「部課」及び「職務の等級」（20-464）

注：旅費の不正受給にかかる事案について、懲戒処分等の人事上の処分の調査対象事実そのものに関する情報である面を考慮し、個人の権利利益を害することとなるような情報について不開示とすることが許容されるとされたもの（なお、当該職員の氏名についても不開示）。

- 特定職員に係る通勤手当及び住居手当の受給に関する情報（23-106、109）

注：本件対象文書の存否を答えることは、特定職員に係る通勤距離が片道2キロメートル以上であるか否か及び支給対象となる住宅への居住の有無並びに当該手当の受給の有無を明らかにするものと認められることから、それだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、存否応答拒否が妥当であるとされた。

- 人事記録に記載されている研修、表彰、公務災害及び備考の各欄の記載を含めた、人事記録に記載される詳細な履歴等（23-235）
- 元消費者庁長官の退職手当算定に関する決裁文書等に記載された退職手当の額（26-9）

③ 公務員等に該当しないとされた例

- 大正天皇の病状についての記録（14-113、114）

参考：東京地裁H15.5.29 請求棄却 → 東京高裁H15.10.7 控訴棄却 → 最高裁H16.3.11 上告棄却

- 昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等（14-181）

注：元首として統治権を総らんとする者の地位にあり、公人中の公人であるとしても、天皇は公務員に該当しないのは明らかとされた。

第5条第2号（法人等に関する情報）

1 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

① 事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するとされた例

- ・ 石灰石採掘の承諾書に押捺された申請者（個人で鉱業を営む者）の印影（13-28）
- ・ 投書・請願等整理簿の「発信者（住所・氏名又は名称）」欄に記載された請願書提出者の氏名等（14-521）

注：「件名」欄の内容と照らし合わせることで事業を営む個人に関する情報とした。

個人に関する情報にも該当するとしている。

- ・ 特定の農業者に係る米の品種、出荷数量、検査数量、検査等級等の情報（16-4）

注：これらの情報は、特定の個人の農業を営む生産者としての情報である。

- ・ 公証事務検閲に関する文書中の個別の公証人の登簿番号、集団嘱託人及び検閲結果に関する情報並びに法人の商号（26-59）

注：公証人は、法務大臣が任命する実質的な公務員と解されているものの、その職は国家公務員法2条に規定する国家公務員の職には属しないとされ、一方、嘱託人から手数料等を徴収し、その収入の中から役場の賃料等経費を賄い、役場を運営しているという実態を踏まえ、その業務に関する情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報と解される。

② 「事業を営む個人の事業に関する情報」でなく「個人に関する情報」とされた例

- ・ 柔道整復師に対する業務停止処分に係る情報（13-156）
- ・ 「税理士懲戒処分通知書」の懲戒処分の理由となった具体的な税理士法違反行為の内容、違反した税理士法の条項及び当該処分に係る手続に関連する情報（28-309）

注：通知弁護士に対する懲戒処分に係る情報が記載されていることから「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として5条2号に該当するものとも考えられ得るが、懲戒処分は、個人に対する制裁として科されたものであり、個人情報として同条1号の規定に基づきその開示・不開示が判断されるべきとされた。

2 イ：「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

① 該当するとされた例

- 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき宗教団体から提出された報告書（13-140）
- 国が保有する林道施設等の利用申請書のうち、その利用を許可された任意団体が委託した補修工事の受託法人名等（14-73）
- 労働基準監督署に提出された企業の就業規則（14-143）
- 民間企業から提案された技術提案書類の提案内容及び提案内容一覧表に記載された提案者名（15-458）
- 医薬品承認申請書添付資料のうち当該医薬品の製薬企業が開発した試験方法に係る記載の一部（14-469）
- 農産物に係るダイオキシン類実態調査結果における都道府県名（14-516）

注：都道府県名ブランドにより流通している場合の農産物に係る調査結果中の都道府県名は、公にすると風評被害のおそれが生じるとされたもの。

- 医療法人の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び決算報告書（15-207）

注：各書類に記載された金額及び資産等の内容を不開示とし、その他は開示している。
医療法人にあつては、これらの文書は医療法 52 条 2 項に規定する医療法人の債権者のみが閲覧を求めるとされていることから、金額や資産等の内容部分は、一般的に公にされていないとされたもの。
- 金融機関の検査報告書のうち取引先法人の信用状況に関する評価が記載された部分（15-343）
- 委託業務認定申請書等のうち詳細な見積算定基準等が記載された部分（15-357）
- 不動産鑑定評価書の鑑定法人の支所及び支所長の印影、不動産鑑定士の署名及び印影、参考とした取引事例にかかる土地が特定される情報（15-370）
- 宗教法人の宗会議事録（13-137）
- 動物実験使用動物を納入する民間事業者の法人名（14-57）
- 破綻処理中の金融機関に関する検査報告書等（14-440）
- 架空又は虚偽の申請書等に押捺された法人代表者の印影（15-48）
- 報道機関による開示請求書のうち対象文書を具体的に記載した部分（15-175）
- 民間企業から労働基準監督署に提出された時間外労働・休日労働に関する協定届け（15-311）
- 交際費支出関係書類に記載された相手方法人の口座番号等（15-325）

注：具体的に口座番号等の情報が法 5 条 2 号イに該当するかどうかは、利用目的・実態、顧客等一般への周知状況、犯罪のおそれなどを総合的に勘案して判断する必要があるとされている。
- 苦情投書に対する対応等の報告文書のうち投書の具体的内容、行政庁の検討・調査・指導内容等の詳細を記載した部分（15-688、689）
- 加工原料用ミニマムアクセス米の購入企業名等（15-731）
- 特定の会社に対する貸付決定通知書等（15-独 28）
- 作業請負契約書のうち契約金額及び契約の具体的内容が記載された部分（15-独 29）
- 提案公募事業に係る応募一覧、提案書等（16-17）
- 解雇予定除外認定申請書等に記載された特定の個人に係る詳細な労務管理に関する情報（16-22）
- 国税不服申立てにおける審査請求に係る重要事案審議会事績表等（16-37）
- 全酒類卸売業免許可能場数算定表のうち大規模卸売販売市場の卸売数量に係る記載（16-51）
- 鉱業法に基づく施業案認可申請書のうち鉱床の規模、採掘の方法、採掘を予定している総鉱量及び平均品位等に係る記載（16-112）
- 鯨類捕獲調査に係る報告書のうち、行動概要の各緯度・経度等（16-202）

注：調査を開始及び終了した位置を公にすると、反捕鯨団体等による妨害の可能性が高まるおそれがあり、日本鯨類研究所が継続的に行っている科学データの収集が中断されるおそれがあるとされたもの。
- 特定製剤を投与した民間医療機関の名称等（16-448～477）
- 協同組合連合会の総会及び理事会の議事録等のうち、審議過程及び議決内容の記載（16-628）

注：中小企業等協同組合法により、各事務所備付け書類に対する閲覧請求権者を組合員及び組合の債権者に限定していることから、公にされていないものとされた。
- 農業協同組合法に基づく検査の検査書及び検査報告書の全体（14-266～268）

注：被検査金融機関の経営状況や問題点が詳細に記載されているため。
- 債務計上一覧表に記載された損害賠償請求事件に係る弁護士の報酬（18-独 12）

注：医療過誤訴訟に関して大学が直接弁護士に委任することとなったもの。
国の訴訟代理等に関する選任弁護士の報酬に対する報酬額は該当しないとする答申がある。（15-41）

- 特定求職者雇用開発助成金の支給申請書の「事業所数」、「常時雇用する労働者の数」及び「雇入れ日の前日から起算して6カ月前の日から1年間の解雇等の有無」、対象労働者雇用状況等申立書の「事業所に係る状況」、特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の「支給対象となる期間」及び「支給決定金額」(23-188)
- 保険医療機関等取消状況のうち「医療機関(薬局)名」等(23-524)

注: 欠格期間経過後には、被処分者等は、再び保険医療機関等の指定及び保険医等の登録を受けることが可能となることが考慮されたもの。
- 特定会社が厚生労働省に対して提出した平成22年度及び平成23年度のキャリア・コンサルタント能力評価試験実施状況等に関する書類のうち能力評価試験問題(24-372)

注: ①当該試験問題は能力評価試験に係るノウハウに該当する情報であること、②当該試験問題は試験終了とともに回収されること、③ホームページで試験問題を公表している機関が少数であることから、公にすることにより、指定試験機関としての指定を希望する団体においてこれと同等の能力評価試験の構築を容易にするなど、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとされたもの。
- 「学校法人基礎調査」における、大学及び短期大学に係る①中途退学者の数を学年別に集計した欄、②中途退学者の数を男女別に集計した欄、③中途退学の理由を理由別に集計した欄及び④大学院における中途退学者の数を集計した欄に、それぞれ記載されている具体的な数字(数、中退率、指数)(24-独19)
- 「学校法人基礎調査」における、大学に係る①大学院を除いた合格者の数を集計した欄及び②大学院についての合格者の数を集計した欄、短期大学に係る③合格者の数を集計した欄及び④入学手続きを行った者の数を集計した欄に、それぞれ記載されている具体的な数字(数、構成割合、指数等)(24-独20)
- 学校法人における資産運用アンケートの個別法人ごとの回答内容(国際的な金融情勢の悪化を受けた各学校法人の現状認識等)(25-独2)
- 特定金融機関に係る個人情報漏えい等報告書(25-11)

注: 特定金融機関において、本件漏えい事案が発生した旨の公表を行った事実はなく、本件存否情報は公になっていないものと認められるから、これを明らかにすれば、特定金融機関の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとされたもの。
- 公証事務検閲に関する文書中の個別の公証人の登簿番号、集団嘱託人及び検閲結果に関する情報並びに法人の商号(26-59)

注: 個別の公証人の業務量を表す情報であって、公証人の能力等に関する情報と解されるおそれも否定できないとされたもの。
- 労働者派遣法に基づき行った指導監督に際し作成された決裁文書、労働者派遣事業関係指導監督記録及び是正指導書等の存否(26-236)

注: 決裁文書及び是正指導書等については、その存否を答えると、労働局から、特定法人に疑いのあった法違反に対して、決裁された上で是正指導がされたという事実の有無が明らかになり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとされ、一方で、労働者派遣事業関係指導監督記録については、その存否を答えたとしても、労働局が行う定期的な指導監督において指導事項があったか否かが明らかになるのみであって、法違反の疑いがあったか否かまで明らかになるとはいえないことから、その存否情報は不開示情報には該当しないとされたもの。
- 司法大観(裁判所の部)(28-753)

注: 当該文書を開示することとした場合には、開示請求者は、情報公開手続により、司法大観を購入する場合と比べて、大幅に安価にその写し等を受けることができることになると認められるから、その結果、当該象文書の購入者が減少するおそれがあり、司法大観の出版法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとされたもの。

- 特定地域道路環境調査業務の報告書に添付された写真に写り込んだ複数の車両のナンバープレート（R4-77）

注：当該車両が個人所有のものか法人所有のものか判別することはできないものの、所有者又は使用者が法人等の場合、当該法人等の車両がどの場所を走行していたか等の営業情報が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする説明は否定し難いとされたもの（所有者又は使用者が個人の場合、5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するとされたもの）。

- 特定法人が行政文書開示請求を行ったことを前提に、当該開示請求に関して、特定地方局が作成した特定の名称の文書（特定法人による開示請求があったことを前提とした上での文書の作成事実）の有無（R4-303）

注：特定法人にとって一般に公にされることのない、本来競合他社に秘匿されるべき活動状況であると認められることから、これを公にした場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないとされたもの。

- 特定医療機関で起きたとされる2件の凶悪犯罪があったという事実の有無（R6-164）

注：審査請求人の主張する事実の存否が公にされた場合には、特定医療機関の評判や信用を低下させ、特定医療機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件対象文書の存否を答えることは、不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により開示請求を拒否すべきとされたもの。

なお、本件は、処分庁が不存在を理由とする不開示決定（原処分）を行っており、このような場合においては原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を不開示としたことは、結論において妥当とされた。

② 著作権法18条3項1号の「別段の意思表示をした場合」に当たり、2号イに該当するとされた例

- 財団から記念館の展示企画の委託を受けた特定法人が作成した御料儀装車の実測図（18-109）

注：法人から自己の公表権を根拠に開示を望まない意思表示を受けていたもの。

- 防衛省から委託を受けた特定法人が作成した、電子計算機計算等役務（防衛能力に関する研究）に関するプログラム（20-117）

注：法人から自己の公表権を根拠に開示を望まない意思表示を受けていたもの。

- 不動産価格に係る鑑定評価の請負を一般競争入札により落札し、処分庁との契約により提出した評価対象不動産に係る不動産鑑定書（23-562）

注：法人から自己の公表権を根拠に開示決定前の第三者意見照会の機に開示を望まない意思表示を受けていたもの。

なお、本件は2号イ該当性を認めながらも、結論においては7条による公益裁量開示を妥当としている。

③ 該当しないとされた例

- 石灰石採掘の承諾書に押捺された申請者（個人で鉱業を営む者）の印影（13-28）

- 前払式特定取引業者の予約前受金残高報告書（法人の印影を除く）及び決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書（13-67）

注：会社法（旧商法）上、株主又は会社の債権者は貸借対照表、損益計算書等に対する閲覧又は謄本等の交付を請求する権利を有するところ、前払式特定取引業者（いわゆる互助会事業者）の債権者は多数に及び、かつ、前払式特定取引業者は、これら債権者が交付を受けた貸借対照表等を第三者に交付することを防止する権利を有していないことから、その貸借対照表（予約前受金の合計額も記載されている）及び損益計算書に記載されている内容は、公にすることが予定されているものとされた。

- 労働災害事故に係る労働者死傷病報告書（14-55）

注：機械及びその配置等が詳細に記述されている場合には、これを開示することにより企業ノウハウが明らかになるので、これらの情報は法5条2号イに該当する。（17-458）

■ 警備業者に対する営業停止処分に関する報告書（14-58）

注：指示処分の場合は、当該処分を受けた業者名は法5条2号イに該当するとされている。

■ 米のカドミウム含有量の調査結果（生産者の特定が可能となる情報を除く。）（14-165）

■ 破綻した金融機関に関する検査報告書等のうち承継金融機関に関する情報を示していると考えられる余地のない数値など客観的な指標に関する情報（破綻金融機関の法的処理が終了した段階のもの）（14-175）

■ 障害者雇用率未達成企業一覧に記載された会社名等（14-345）

■ 技術提案書類のうち技術名の記載部分（14-458）

■ 投書・請願等整理簿の「発信者（住所・氏名又は名称）」欄に記載された請願書提出者の氏名等（14-521）

注：税務調査に対する意見、規制緩和に対する意見であり、誹謗・中傷を受けるおそれのあるようなものではないとされた。

■ 国の訴訟代理等に関する文書のうち選任弁護士に対する報酬額が記載された部分（15-41）

■ 訴訟代理人弁護士の報酬額（15-独 16）

■ 住宅団地内一般清掃作業請負契約書のうち契約相手方法人の名称等（15-独 29）

■ 関税評価相談の記録等（16-21）

■ 地方公共団体と密接な関係を有する特定公益法人が提出した時間外労働・休日労働に関する協定届（16-285）

■ 医療用具製造承認申請書に添付された特定医療器具を分解した際の状態図（17-154）

■ 医薬品販売業者等が納入する医薬品の見積書に押捺された法人の印影（東京地裁 H17. 11. 10 判決、東京高裁 H18. 11. 29 判決）

注：見積書に押捺された法人の社印や代表者等の副印は、代表者の登録印や銀行取引印とは異なり、印影が第三者の手に入ることによって偽造されるおそれはそれほど高くはないことを考えると事業者の正当な利益が損なわれるおそれが客観的に認められるということとはできないとされたもの。

（参考）奈良県食料費公開請求事件・最高裁 H14. 9. 2 判決

「印影については、一般的には、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、・・・自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべき・・・しかしながら・・・事業者がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが開示されることにより正当な利益等が損なわれると認められることにはならないというべきである。」

■ 営業免許申請に添付された銀行免許取得前の特定会社にかかる株主総会議事録、その関係資料等に記載されたもののうち、会社の登記簿謄本その他で既に開示されている資料から自明である情報等（18-506）

■ 医療センターにおける院内清掃の請負契約書に記載された契約金額（18-独 26）

注：WTO協定に基づき、落札者の名称、落札価額等は公示しており、競争入札制度では、落札者と契約者及び落札価額と契約金額は通常同一であり、現に同一となっていることから実質的に既に公になっていると判断されたもの。

■ 医学部及び医学部附属病院が保有する「奨学寄附金受入一覧」に記載された法人等寄附者の名称（19-独 49）

注：金額については原処分で開示してあったもの

■ 朝鮮人の在日資産調査報告書に記載された朝鮮人労務者に対する未払債務を有する債務者である企業名（22-406）

注：報告書の作成から約60年を経過したものであり、国立公文書館資料にも記載され、公開の扱いとされており、これを公にしても、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとされた。

■ 省エネ法に基づく定期報告書に記載された、宿泊施設、レストラン、コンベンション施設等から成るホテルにおけるエネルギー使用量（第三者不服申立て）（22-486、487）

注1：本件は、法5条2号イに該当せず、開示すべきとした答申（21—625及び633）を受け、処分庁が行った処分に対し第三者から不服申立てがなされたもの。

注2：当該事業所が宿泊施設、レストラン、コンベンション施設等から成るホテルであり、宿泊客以外の者も利用可能な多様な用途の施設が同一施設内に併存しており、エネルギーの使用法や使用量の変化に影響を与える要因も様々であることから、ホテル全体のエネルギー使用量やその推移が明らかになっても、当該ホテルを構成する宿泊施設や会議室等他の施設の稼働状況が具体的に明らかになるとは言えず、各施設の運用状況が推察されるとは認められないとされた。

注3：工場単位の情報である場合は、総合的に分析することによって、各工場におけるエネルギーコスト、製造原価及び省エネルギーの技術水準並びにこれらの経年的推移等についてより精度の高い推計を行うことが可能であることなどから、法5条2号イに該当するとされている（最高裁H23.10.14判決）。

■ 地方最低賃金審議会の労働者代表委員を推薦した団体名（22—568）

■ 電離放射線健康診断を実施した医療機関の名称及び所在地、電離放射線健康診断を実施した時期、対象労働者数、有所見者数等の詳細（23—93）

注：電離放射線健康診断を行った事業場に係る情報を法5条2号イで不開示としていることを前提に開示とされたもの。

■ 清掃業務委託契約及び車両誘導等の警備業務に係る入札開札調書に記載された、落札事業者以外の入札参加事業者の入札金額（23—459、460）

注：落札事業者以外の入札参加事業者名を法5条2号イで不開示としていることを前提に開示とされたもの。

■ 特定非営利活動法人の労働保険保険料申告書における保険料算定基礎額（賃金総額）（24—420）

注：一般の事業者とは違い、賃金総額と大差のない給料手当額や臨時雇賃金額につき報告、公表を義務付けられている特定非営利活動法人については、申告した賃金総額（保険料算定基礎額）を公にしても、その法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとされたもの。

■ 特定法人の法人税に係る異議決定書のうち、プレスリリースにより既に公にされている部分（26—184）

注：既に公にされている法人の情報について、その情報を公にした法人の意図や目的のいかんを考慮することなく、既に公にされている情報と同一の情報を法の下で公にすることで、新たに「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」が発生するかどうかによって判断すべきであり、本件課税異議申立法人は、プレスリリースにおいて、国税局から本件異議決定書を受領したこと、及びその概要を自ら公表しており、新たに権利利益を害するおそれがないとされたもの。

■ 罰則が適用された事例のない医師法に基づく届出義務に違反した事実（27—323）

注：医師等資格確認検索システム掲載申請書の存在により医師法の規定に基づく届出義務に違反したことが明らかになるが、医師としての信頼を損なったり、信頼を欠くこととなり、それにより医業という事業に支障が生ずることとなるとまでは考えにくく、また、罰則が適用された事例もないことから、申請書の存否情報は法5条2号イに該当しないとされたもの（存否が争われたもの）。

■ 特定会社に係る「印紙税納付計器設置承認・被交付・納付印なつ印承認申請書」及び「印紙税書式表示申請書」提出の事実（27—652）

注：これら書類が存在しない場合には、①特定法人が納付計器の設置又は書式表示の申請を行ったにもかかわらず、過去2年以内（印紙税書式表示申請書は1年以内）に承認取消しを受け、又は印紙税法違反により告発された者である場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合等の事由が存することにより不承認とされた場合のほか、②そもそも申請を行っていない場合があり、存在しないことを答えたとしても、理由が①又は②のいずれかまでは明らかとならず、また、これら文書が存在している場合は、承認を受けたこととなるが、これを公にしても同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとされたもの（存否が争われたもの）。

■ 特殊疾病用医薬品の広告制限に違反した記事を作成するに当たっての具体的手法が記載されている部分のうち、広告制限違反に直接関係しない部分（30—152）

■ 特定労働基準監督署の監督復命書整理簿における労働保険番号及び事業場名（元—485）

注：特定の事業場における労働基準関係法令違反の有無、それによる指導等の有無を含め、当該事業場に対する監督の結果が明らかにならない場合においては、およそ特定監督署による監督を受けたという事実が明らかになることだけで、直ちに社会的イメージの低下を招き、求人活動等に影響を及ぼすおそれや、取引先会社との間で信用を失うおそれなど、当該

法人又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない等とし、法5条2号イ等に該当せず、開示すべきとされたもの。

■ 著作権法42条1項を根拠に不開示とされた新聞記事等の部分 (R3-394)

注：仕様書には、著作権法42条の2を適用しない旨記載した条項は認められず、また、未公表の著作物ではなく公表権との調整も必要でないことに鑑みれば、公にすることによって契約内容に反することとなるとは認められないとされたもの。

なお、著作権法42条1項は、開示決定等を行う際に不開示の根拠として掲げられる規定ではないとの付言がなされたもの。

■ 特定法人に係る適格機関投資家等特例業務に関する廃止届出書 (R5-295)

注：特定法人が特例業務を廃止した理由等の情報は一般的に公にされていない情報であるが、当該法人は既に事業を廃止していることから、これを公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとされたもの。

3 ロ：「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

<該当するとされた例>

① 「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当するとされた例

- 財団法人の一部事業の民営化に関する文書のうち譲渡価額算定依頼先に関する情報及び従業員の引き継ぎに関する情報 (15-19)
- 総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報 (電力各社等の現在又は今後の取引等に支障を与えるおそれがある情報) (14-123)
- 中央環境審議会大気・騒音振動部会水銀大気排出対策小委員会に提出された資料の水銀濃度の分析結果等に関するものや各法人において設置している排ガス処理設備の詳細等に関する情報 (委員以外には公表しないことを前提として提供を受けたもの) (28-247)
- 「社会保障・税に関わる番号制度における情報連携基盤等の技術要件の策定支援業務関係資料」のうち「情報提供要請結果の分析結果」の当該技術提案を行った提案企業名及び当該企業による提案内容 (28-483)

<該当しないとされた例>

② 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」に該当しないとされた例

- 労災の再発防止対策書 (14-483)
- 国有財産売買契約書 (15-166)
- 航空機衝突防止装置の作動時に運航者が提出する報告書 (15-724)

③ 「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当しないとされた例

- 総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報 (電力各社等の現在又は今後の取引等に支障を与えるおそれがない

情報) (14-123)

4 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

① 該当するとされた例

- 特定製剤を投与し肝炎を発症した患者が出た疑いがあると推認された医療機関の名称 (15-617)
- 患者の生命・健康等に直結する不具合報告中の医療機器の部品の素材情報、機器内部の写真 (20-独 63)

注：同業他社における人命にかかわる医療機器の品質管理の改善に資するものと認められるため、開示が妥当とされたもの。

② 該当しないとされた例

- 総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報 (14-123)
- 農薬の登録時に提出された毒性に関する試験成績報告書 (14-182)
- ゴルフ場の会員数及び会員預り保証金の明細表 (15-301)
- 特定製剤を投与した民間医療機関の名称等 (16-448~477)

第5条第3号（国の安全等に関する情報）

○ 「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

① 該当するとされた例

- 特定の情報源・情報提供者からもたらされた情報（13-21、15-712）
- 日本の金融行政に関する外国政府関係者の意見が記載された文書（14-108）
- 首脳会談に関して記録した文書のうち、相手側の対応や理解度、相手側に対する評価などを記録した部分（14-134）
- 二国間会議の記録
 - 注1：特に近年行われたものについては、当該記録をそのままの形で公にすることは行われていないと認め、部分開示も否定している（14-339）が、近年でなくとも記録の内容により不開示となることが多い（14-135）
 - 注2：国際機関の長との会談等にも準用される。
- 他国等が同一の案件につき開示等を行っている場合のわが方保有文書（14-135、16-537）
- 対外的に秘匿すべき情報として取り扱うことが関係国等との共通理解になっている場合の公務員の氏名（14-360）
 - 注：公務員の氏名は、公にすることが予定されている情報（法5条1号ただし書イ）である場合があるが、係る場合であっても3号から不開示に該当する場合がある旨示されている。
- 電信システム内部の処理・管理に係る情報（但し1985年10月以前のものを除く）（15-131）
- 我が国在外公館の査察報告書本文（「査察実施者」「査察対象在外公館名」及び「査察実施時期」を除く）及びフォローアップ関係文書本文（事務処理に係る形式的事項の記載部分を除く）（15-768～777）
- 博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書のうち、国際博覧会の投票行動に関する情報（15-224、225）
- 内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書における各取扱者に対する報償費の支出一件ごとに記載された支払金額および支払先の取扱者名の各欄の記述部分（15-448）
- 二国間会談等に際し、わが方が作成した対処方針、発言応答要領等（16-425、428、17-150）
- 条約に基づく水域保安規程及び付属書等（17-493）
- BIE（博覧会国際事務局）説明資料（名古屋高裁H17.3.17判決、最高裁H18.11.24決定）
 - 注：当該説明資料は、BIEとの実務協議の際の説明資料として作成されたもので、BIEから非公開とすることが要請されていると考えられ、これを開示すればBIEやその加盟国等のわが国に対する信頼を損なうおそれがあるとの判断には相当の理由があるとされた。
- 原子力災害発生時における関係機関等の連絡先リスト（担当者の所属・氏名、職場電話番号、ファクス番号、夜間・休日の連絡先等）（24-221）
- 自衛隊の緊急時の連絡部署並びにその内線電話番号及びFAX番号（25-119）
 - 注：内線電話番号については、東京地方検察庁における職員配置表に記載されたものが第5条第4号の不開示情報に該当するとされた答申例（16-109）があり、また、このほか、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして第5条第6号の不開示情報に該当するとされた答申例（25-301）もある。
- 秘密の取扱いに関する適格性の確認制度に基づき職員に提出させる身上書の様式、記載要領等（25-390）

- 特定秘密の保護に関する法律案に係る法令審議録資料（主要論点集）のうち防衛秘密に係る建築物等の現状が推察される情報（26-89）

注：法令審議録資料（主要論点集）に記載された、建築基準法等に基づく申請等に係る防衛秘密の提出に関する情報について、公にすることにより、防衛秘密に係る建築物等の現状が推察され、敵対する相手方をして、その弱点を突いた行動を採ることを容易ならしめるものと認められたもの。

② 該当しないとされた例

- 他国政府との協議記録のうち一定の期間経過等があるもの（15-131）

注：本件は、一定期間経過に加え、対象文書の中に、他国政府側が「日本側において公表されて差し支えない」との見解を示した旨明記されたもの、我が国国内で開示することを目的とした情報収集に関するもの、他国政府側の基本的な対応姿勢についての表明及び事実関係の客観的な説明にとどまるもの、別の行政文書を送るという趣旨の記載があるに過ぎないもの等が含まれていること等を総合的に勘案し、該当しないとされたものである。

- 博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書のうち、客観的な事実の経緯・概要や計量化された統計的な数値、既に公表された事実が記載されたもの（15-224、225）

- 主要国首脳会議出席に係る文書（在外日本大使館以外の債主名、その振込先の金融機関名・店舗名、預貯金種別及び口座番号を除く。）（15-275～280）

- 内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書の表題、取扱責任者の氏名、月ごとの報償費の前月繰越額、本月受入額、本月支払額、返納額及び翌月繰越額が記載された部分並びに支払年月日、使用目的及び備考の欄の記載部分（15-448）

- 記者ブリーフ資料におけるブリーファーの氏名及び官職であって、ブリーフィング当時に公表慣行があるものであり、かつ、記者ブリーフ後長時間を経過したもの（15-786、16-7、8）

- BSEに関する技術検討会で検討された諸外国のBSEステータス評価に係る国名等（17-511）

注：牛肉等の輸出国別にBSE発生リスクを評価することがこの検討会の目的だったこと、諮問庁が国会答弁において、アメリカ等に対しステータス評価に必要な情報を収集するため、質問票を送付したことを明らかにしていることからすれば、国名等については、議事録中で既に開示されている検討会出席者の発言内容からおおよそ推測が可能であると認められることから、公にしても相手国との信頼関係が損なわれるおそれがないとされた。

- 内閣総理大臣から国防会議に対して諮問があった事実を記載した文書（17-303）

- 2005年日本国国際博覧会登録申請書（名古屋高裁 H17. 3. 17 判決、最高裁 H18. 11. 24 決定）

注：上記登録申請書は、作業過程にある作業用の内部文書ではなく、博覧会国際事務局総会において加盟国による承認を得て公になった文書であるから、これを公にすることにより当該事務局との信頼関係が損なわれるおそれがあるとの判断は著しく合理性を欠いているとされた。

- 新しい「日米防衛協力のための指針」が両国政府間で了承されたことに関し、予定される国会質疑に対応するために作成した総理大臣への説明用の想定問答（22-364）

注：諮問庁は口頭説明において、その内容は当時の国会答弁とほぼ整合的な内容となっており、これまで質問の対象とならなかったものはおそくない旨説明している。

- 統合幕僚監部カウンターインテリジェンス室の室長の定数（23-292）

注：同室長の人事発令や訓令が公にされていることから、同室長の階級及び定数が明らかとなっている。一方、これ以外の自衛隊情報保全隊等の各部署に配分される陸・海・空自衛官の階級別の定数は、法5条3号に該当するとされている。

第5条第4号（公共の安全等に関する情報）

○ 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

① 該当するとされた例

- 海外における邦人誘拐事件に関して、人質解放又はその交渉に係る諸問題、交渉チャネル等に関する武装勢力側の考え方等及び日本政府としての対応方針等が記録されている文書（13-21）
- 羽田空港保安担当者会議に関する文書のうちハイジャック等の手口が記載された部分、犯罪等の防止のために現に行われている対策が記載された部分（13-66）
- 矯正施設の保有する、施設の内部構造がわかる設計図面のすべて（14-139）
- 「再審無罪事件検討結果報告」のすべて（15-502）
- 矯正施設の保有する室内検査記録のうち、具体的検査のあった舎房名、階数、捜検の重点箇所及び押収品の記載部分（15-695）
- 我が国在外公館の査察報告書のうち、警備に係る情報に関する記述（15-768～779）
- 検察庁における調査活動費に関する支払明細書の支払明細欄及び個々の支払いに関する領収書（16-71・72、19-58）
- 我が国在外公館の官用車のナンバープレートに関する情報（17-238）
- 条約に基づく水域保安規程の添付文書のうち、保安措置の内容及びテロ行為の防止のための対応措置の概要等が記載された文書（17-493）
- 矯正施設における「職員研修用出欠確認一覧表」に記載された矯正施設職員の氏名（18-371）
- 特定地方検察庁における検察旅費に関する旅費請求書（19-59）
- 主任矯正処遇官、係長及び専門官の職員の氏名（21-492）

注：刑事施設内での対職員暴行等の事案が増加傾向にあり、以前に比べ、職員が被収容者等から暴行、脅迫等を受けるおそれが高まってきたことを踏まえ、公表基準を改め、それ以降に作成された行政文書については、職名が主任矯正処遇官、係長及び専門官以下の職員の氏名を不開示としたもの。
- 情報システム上の情報セキュリティ対策に係る改修作業調達仕様書のうち改修作業の詳細要件の一部（24-408）
- 職員子弟寮の平面図（25-149）

注1：当該平面図は、建物全体の構造が具体的に記載されていることから、これを公にすることにより、当該建物等への不法な侵入等の犯罪を誘発するなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められたもの。

注2：国家公務員宿舎の間取図について、これを公にすることにより犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとして、第5条第6号の不開示情報に該当するとされた答申例（19-4）がある。
- 水質汚濁防止法等の施行状況調査調査票における同法に基づく改善命令等に係る記載（違反のおそれのある項目・物質）のうち数値（26-132）

注：改善命令が出された事例の数値を継続的に把握することにより、改善命令を発動する実務上の目安を想定することが可能となり、違反行為を誘発する可能性があるとして認められたもの。

- 刑事関係報告規程に基づく統計報告のうち、公にすると、既に開示されている情報によって捜査の端緒の傾向が明らかになるもの、少年の年齢区分や罪名・罪種ごとに検察官の処遇意見の傾向と、検察官の意見に対する裁判所の処遇の傾向が明らかになるもの、及び少年の年齢区分ごとに裁判所の量刑の傾向が明らかになるもの（27-130）
- 警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員の氏名（29-98）
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第1号又は第2号に該当する個人情報ファイルの管理簿（ファイルの名称も含めた全項目）（29-206）
- 特定省庁の情報セキュリティポリシー及び情報取扱手順書（各文書の以下①～④を除く部分。①表題や改定履歴、②目次の一部、③情報の「格付」及び「取扱制限」の基準並びに情報の定義に係る記載、④情報セキュリティポリシーの総則の一部及び「情報セキュリティ対策に関する政府決定等、情報セキュリティ対策に関連する法律」）（R4-27）
- 収容施設の監視カメラ映像を記録した電磁的記録のうち、収容施設の設備、構造及び当局の保安・警備体制が記録されている部分（R5-649）
注：内容から、収容施設の監視カメラの設置場所や撮影範囲等を推測させるものであるところ、これらは保安上の機微な情報であり、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるとされたもの。

② 該当しないとされた例

- 羽田空港保安担当者会議に関する文書のうち当面の対応策が記載された部分（13-66）
注：現時点においては抜本的な改善策がとられたため当面の対応策は意味がなくなっているため
- 接見等の指定に関して検察官の執務資料として作成された「接見指定20講」（14-434）
- 調査活動費に関する内規（15-395）
- 医薬品販売業者等が納入する医薬品の見積書に押捺された法人の印影（東京地裁 H17. 11. 10 判決、東京高裁 H18. 11. 29 判決）
注：専ら印章を所有・使用する法人等に生ずる可能性がある不利益を指摘するにとどまり・・・刑事司法の関係諸機関の活動が阻害され、その作用の適性かつ円滑な執行に支障が生ずることを基礎付ける事情とはいいい難いから、法5条4号の不開示情報には当たらないとされたもの。
- 漏えいした戸籍データに係る地方公共団体の名称（19-424）
注：既に報道されており、それにより犯罪を誘発した事実もないため、直ちに犯罪を誘発するおそれはないとされたもの。
- 第9次イラク復興支援群の一員であった自衛隊員の職名（21-658）
- 本省指定職で自宅送迎している公用車の自動車運行表の出庫時間欄、入庫時間欄及び行先欄、運転管理報告書（日報）の使用者名欄、運行管理時間欄及び運転区間欄（22-133）
注：これらは6号にも該当しないとされている。一方、自動車運行表の車輛番号欄、運転管理報告書（日報）の車番欄、号車欄、車輛番号欄は、法5条4号に該当するとされている。
- 特定高等検察庁執務規程別表のうち刑事部刑事事務課一般刑事係、同課特別刑事係、同課公判係及び公安部公安事務課公安係の各係の担当事件の類型（26-61）
注：犯罪の捜査や公判の遂行を中心とした事務を所管する当該各係の係長の氏名及び職名が公表されている中で、当該各係の所管事務が明らかになることで、事件の関係者が担当係長及びその家族に対し、不当な干渉を行ったり、危害を加えるなどの犯罪に及ぶおそれが飛躍的に高まるとはいえないとされたもの。

第5条第5号（独法5条3号） （審議・検討等に関する情報）

1 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

① 該当するとされた例

場外車券場設置許可に至るまでの関係者間の議事録等のうち市長が面談において発言した内容（14-443）

司法制度改革推進本部法曹養成検討会の内容を記録した録音テープのうち議事の公開の協議の部分（14-453）

参考：東京地裁H15.12.12 請求認容 → 東京高裁H16.12.15 原判決取消・請求棄却 → 最高裁H18.9.8 上告棄却

公正取引委員会に報告される審査報告書のうち報告書本体及び勧告書（案）（15-38）

公正取引委員会議事録（15-38、18-454・455）

国際人権B規約第一選択議定書の締結問題に関する政府の方針等に関する文書のうち、関係各府省との協議又は意見交換の記録の中の出席者の発言がまとめられた部分、関係各府省の意見の要点として取りまとめられた記述の部分、事実認識に基づく考察及び対応の方向性がまとめられた部分及び質問主意書に対する答弁書の文案の中の修正意見が手書きで書き込まれた部分（15-410）

環境省と特定市との間で打ち合わせられた内容及び特定市が環境省に説明するために提出した資料（20-522）

注：原処分時点において、産廃特措法の規定に基づく支障除去等事業実施計画の策定に当たって事前に得なければならない環境大臣の同意をまだ得ていなかったものであり、環境省及び特定市双方の意思形成過程にあった検討段階の情報であったもの。

「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」における報告書素案、委員の記名付き意見、関係省庁の意見等（23-575）

注：懇談会が終了し報告書が提出された後であっても、政府が将来実施する可能性がある同種の審議等において、関係者が忌憚のない意見交換を行うことが困難になるおそれがあるとされたもの。

「依存性薬物検討会」の委員氏名（27-896）

注：検討会委員の氏名については、物質指定に関する検討を行うために意見を聞いている専門家が明らかになると、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から妨害や不当な圧力がかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとされたもの。

大学設置・学校法人審議会で審議中の大学の学部の設置認可に係る申請書（28-294）

一部局における年度の予算を経費項目別に記載した文書を作成する際に、作成又は取得した見積書及びエビデンスとなる資料（R3-独17）

特定地域道路網調査業務の報告書のうち、特定地域を対象とした幹線道路網における将来の交通量に係る推計情報等（R4-195）

注：公にすると、特定道路Aの事業につき、近隣用地の評価に影響を与える可能性があり、利害関係者（近隣用地の土地所有者、投機を考える者など）等から事業計画の修正を迫られる等の干渉を受けるおそれがあると説明が認められたもの。

② 該当しないとされた例

■ 中央公害対策審議会水俣病問題専門委員会議事速記録に記載された発言者の氏名等（13-6）

■ メチル水銀の環境保健クライテリアに係る調査報告書に記載された研究者の氏名等（13-6）

■ 司法制度改革推進本部法曹養成検討会の内容を記録した録音テープのうち、事務局長あいさつ、配付資料の確認、出席者の紹介、座長の選出、座長あいさつ、検討事項及び検討スケジュールの説明、法科大学院に関する論点整理、司法試験に関する論点整理、今後の日程等の説明の部分（14-453）

■ 国際人権B規約第一選択議定書の締結問題に関する政府の方針等に関する文書のうち、関係各府省からの回答文書の中の意見が記載された部分、関係各府省の見解及び対応振りを記載した部分であって、同旨の内容が開示請求以前に公開されていた部分（15-410）

■ 既に決定し施行されている規則改正に係る「教授会のコメントについての部局長会議資料」（20-独 71）

注：意見の内容は特段機微なものではなく、また、氏名等は記載されていないことから、意見提出者が特定されることはないと考えられたもの。

■ 既に閣議決定・公表されている基本計画の改訂について、提出された各省庁の意見、改訂スケジュールの暫定案、基本計画見直し作業着手後の事情及び現在（文書作成時点）の状況（23-175）

■ 司法書士の懲戒処分に関する聴聞報告書に記載された主宰者の意見及び理由（26-251）

注：懲戒処分は、聴聞主宰者の判断、それを受けた懲戒権者の判断と段階的になされ、聴聞主宰者の判断はその段階での最終的な判断でもあることから、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとまでは言えないとされた。なお、本答申における先例答申（15-66）では、法5条6号に該当しないものとされている。

■ 特定の報道がなされたことを受けて作成し、官邸に提供した応答用メモに記載されている具体的な検討内容（R4-514）

注：内容が修正される場合があったとしても、当該文書が作成された時点においては、記者会見等での発言の原案の基とするものである以上、公表不可とする明示などが無い限り、一般的には公表可能な範囲で作成し提供したものと考えられるなどとされたもの。

■ 本省から地方支分部局に送付した連絡メールのうち、添付ファイルの取扱いに関する連絡事項についての記載（R5-475）

注：本省と地方支分部局との間での意見の違いについて、率直な意見を述べることは重要であり5条5号の趣旨に沿うものである旨等の諮問庁の説明に対し、該当部分はファイルの取扱いについての連絡事項が記載されているのみであり「検討中の審議、検討又は協議に関する情報」が記載されているとは認められないとされたもの。

（個人的見解を述べている部分については、6号柱書に該当するとされた）

2 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

① 該当するとされた例

□ 「有事法制第3分類についての検討資料」（15-700）

注：機微な内容であり、初期の検討段階における極めて不確定かつ未成熟なものであり、公にされると先入観や誤解により、国民の間に不当な誤解や混乱を生じさせるおそれがあるとされた。

□ 火工品安全性評価申請書等（17-391、393）

注：適用除外火工品として告示に指定されるかどうか未確定な審査中の段階に関する情報で、パブリックコメントによる意見募集も含めて全体の審議が終わっていないもの。

□ 「秘密保全法制の在り方に関する検討チーム」資料のうち、我が国における秘密保全法制の在り方に関する検討課題、検討チーム会合で検討した具体的内容等が記載されている部分（24-348）

□ 従軍慰安婦問題に係る文書（26-583）

注：政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、政府部内の当該問題に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある

ると認められるとされたもの。

□ 空港鳥検知装置に集積されたデータ (27-242)

注：データには検知された物体が鳥かそうでないかの区別なく含まれるため、データのみを開示すると存在しない鳥が存在しているかのような誤った認識を与え、鳥衝突の危険性について国民の誤解を招くおそれがあり、本装置の性能や特性を踏まえた運用方式、運用方式を適用してデータがどのように鳥の出没を表すかという情報を、鳥の専門家の評価を得たうえで、鳥衝突防止対策検討会に報告し、その意見を踏まえて意思決定を行うまでの間にあっては、法5条5号に該当するとされたもの。

□ 法案の法令協議における質問及び回答の内容 (R2-223)

注：関係省庁の将来の政策の方向性や政府部内の当該政策課題に対する考え方の懸隔について、無用な誤解や憶測などを招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする説明は首肯できるとされたもの。なお、原処分時点において、本件法案は成立・施行されており、意思決定がなされた後における法5条5号該当性を是認したもの。

□ 難民認定申請数等の数値 (R2-499)

注：統計資料を公表するまでの間に難民認定申請数等の数値が修正される可能性があることからすると、公表する統計と差異が生じ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることを否定できないとされたもの。

② 該当しないとされた例

■ 登記所統廃合計画 (14-6)

■ 廃案になった法案の閣議請議書 (22-100)

■ 特定の報道がなされたことを受けて作成し、官邸に提供した応答用メモに記載されている具体的な検討内容 (R4-514)

注：応答要領と実際の発言内容に差異・変更が生じることは、作成行政機関において使用される応答用メモについても生じ得る以上、そのことをもって、他の行政機関に提供される応答用メモについて不開示とすべき理由にはならないなどとされたもの。

3 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

① 該当するとされた例

□ 公益通報案件について、通報の情報・内容に直接関わる委員会が行った調査・検討段階における審議・検討情報 (R2-独 49)

注：特定の者が誹謗・中傷を受けることにつながり多大な不利益を生じさせるおそれがあるとされたもの。

② 該当しないとされた例

—

第5条第6号（独法5条4号） （事務又は事業に関する情報）

1 イ（独法八）：「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務 に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不 当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

① 該当するとされた例

- 金融機関検査結果通知書・示達書の中のいわゆる手口情報に当たるもの、検査報告書のよ
うな途中段階の文書（14-175）
- いわゆる労災かくしの排除に関する通達等における重点業種、事案の把握及び調査の点検
方法、留意事項、労災かくしを行った事業場に対する措置方針、事案の発覚の端緒等が記載
された部分（14-237）
- 税務調査対象となる重点調査業種（14-332）
- 発注者が公正取引委員会に報告した談合情報（14-380、17-392）
- 公正取引委員会の独占禁止法違反事件の審査活動の過程で作成・取得される調書、留置
物、審査報告書等（15-38）
- 公正取引委員会に寄せられた独占禁止法違反に係る申告情報及び当該申告を受けての調査
活動に関する情報（15-199、16-118）
参考：東京地裁H16.1.16 請求認容 → 東京高裁H16.5.26 控訴棄却
- 証券取引等監視委員会の検査報告書（15-227）
- 税務調査に関する調査書類一式（16-361）
- 公認会計士試験の試験実施基準のうち、試験問題の作成方法、提出方法等に関する情報（15
-754）
- 水質汚濁防止法等の施行状況調査調査票における同法に基づく改善命令等に係る記載（違
反のおそれのある項目・物質）のうち数値（26-132）

② 該当しないとされた例

- 被検査機関がすでに破綻している場合の金融検査報告書等のうち、承継金融機関に関する
情報を示していると考え余地のない数値など客観的な指標に関する情報（14-175）
- 公認会計士試験の短答式試験における得点別一覧表及び論文式試験における得点階層分布
表（15-754）
- 不正受給の手口を類型化し、その傾向をまとめたもの（22-独23）
- 大学の特定学部の入学試験における全受験者及び合格者の科目別最高点・平均点・最低点（25
-独1）

注：当該学部については、受験に際し科目選択はできないのであるから、科目別最高点・平均点・最低点を公にすることに
より受験生の正確な学力の把握が困難になるおそれがあるとは認められないとされたもの。

2 口（独法二）：「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

① 該当するとされた例

- 中央労働委員会労働者委員任命処分取消訴訟に関し、国としてどのような方針で臨むかといったことを記述した文書（13-155）
- 行政庁からの争訟に関する法律意見照会に対し、法務省訟務部局が示した法的観点からの意見、法律解釈についての意見等が記載された文書（15-327）
- 訴訟に関して行政庁から法務省に事実調査の内容、行政庁意見等を回報した文書（16-562、17-515）
- 造林事業請負の予定価格（21-95、98）

注：公表している関係通知において、予定価格の算定の構成、算出方法及び算定に用いる係数等を記載する一方、労務費の積算因子である作業工程の数値を記載していないところ、本件予定価格を公にした場合、当該価格から逆算することにより、作業工程のおおよその数値が類推され、今後の近隣地域で地形や植生等の現地の状況が類似した造林事業の入札における予定価格が類推されるおそれがあるとされたもの。

- 特定住宅の建築改修工事に係る予定価格を算出するための直接工事費、共通仮設費、純工事費、現場管理費、工事原価及び一般管理費等の各金額、処分庁が見積を参考に独自の計算方法により補正した作業単価（23-444）

注：一方、公表されている刊行物単価を使用した作業単価は、当該単価を公にしても直接工事費が明らかになるとは言えず、予定価格が類推されることがないことから、6号口該当しないとされている。

② 該当しないとされた例

- 医療事故調査検討委員会の議事録等における事故調査結果のまとめ（14-27）
- 場外車券売場設置許可にかかる関係者間の議事録（14-56）
- 既に終結した産廃施設設置不許可に係る不服審査に関する審査請求書及び処分庁の弁明書（14-231）
- 選任弁護士に対する報酬額が記載された部分（算定に当たって考慮された事項等を除く。）（15-41）
- 特殊法人支出の弁護士報酬の合計額（15-独16）
- マイクロバスの予定価格（20-325）

注：予定価格の決定に当たって、多数の項目の各単価を積算して算出し、それらの単価は複数の見積りから各単価ごとに最低額を採用しており、採用された各単価を推測し得るような資料や状況はないこと、値引率が裁量によって決定され各入札によって異なること、マイクロバスの市場価格も変動することなどから、今後の入札における予定価格を推測することは困難とされたもの。

- 契約締結後（契約履行中）の公共工事について、当初入札に係る予定価格を積算するために用いた単価等（21-53）

注：本件単価等の開示により、当初の予定価格が推定され、契約変更に係る予定価格も一定の精度で推測されたとしても、契約変更協議における国と工事請負業者との関係を考慮すると、そのことによって工事請負業者の見積努力が著しく損なわれ、公平な競争により締結されるべき適正な価額での契約が困難になって、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれが生じるとまで言うことはできないとされたもの。

- 国賠訴訟判決を受け、求償権を行使し得るか否かを行政機関内部で検討した文書（23-478）

注：現に係属し、又は具体的に係属が予定されている争訟に関する法律解釈や事実認定に関する事項、求償訴訟に対処するための一般の方針等について記載されているとは認められないとされたもの。

- 福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務関係書類（措置請求書、予定価格調書等）に記載された予定価格（25-409）

注：本件業務のような契約においては、毎年同じ仕様により定型的、継続的に契約を行っているものではなく、公にしても、今後の同種業務に係る予定価格が類推されるおそれはないとされたもの。

- 普及型エレベーター設備工事について、標準書式（公共建築工事見積標準書式及び公共建築工事内訳標準書式）に記載されることとなる情報（26-独 25）

注：業者から提出を受けた下見積書を基に一定の低減率を掛け合わせて予定価格を設定するこれまでのような方法は、その見直しが急務となっており、低減率が持つ意味も、既に薄れつつあることから、既に入札が終了した過去の低減率が判明したとしても、今後の同様の工事の入札において、その予定価格が類推され、それにより契約に係る事務に関し、発注者の財産上の利益が不当に害されるおそれがあるとは、もはや認められないとされたもの。

3 ハ（独法ホ）：「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

① 該当するとされた例

- 動物実験計画審査願のうち、研究課題、実験目的及び動物実験の方法（14-57）

② 該当しないとされた例

- 動物実験計画審査願のうち、講座等名、講座責任者職及び動物実験委員会が付した意見（14-57）
- 実態調査結果の調査サンプルに個別に付された検体ナンバー等（14-518）

4 ニ（独法へ）：「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

① 該当するとされた例

- 医療事故調査検討委員会の議事録等のうち、事故調査委員会の指示（関係者の職、氏名及び処分内容）が記載された部分（14-352）
- 職員の職責に関する内議書のうち、懲戒処分に当たって担当者が検討した内容に関する情報（14-352）
- 懲戒処分を行った行政庁が懲戒処分決定前に上級庁に報告した処理方針（14-352）
- 懲戒処分に関する決裁のために回議された文書のうち、非違行為の態様、職員の勤務状況、非違行為の社会的影響等担当者が検討した内容が記載された部分（15-326）
- 我が国在外公館の査察報告書のうち、在外公館長と次席館員の管理能力や館員の経歴と事務処理能力に係る記述の中で、個人の評価に係るもの（15-768~779）
- 勤勉手当の特別高率適用及び高率適用の候補者（案）並びに低率（等）適用者名簿のうち、一連番号、特高本数、高率本数及び人数（22-146）
- 人事に関する担当者の意見及び人事担当者間の連絡事項、添付文書のファイル名、年月日時刻等（過去の人事異動に関する情報を含む。）（22-233）
- 級別定数に関する文書に記載されている各種人事関係情報（26-439）

注：昇格・昇任候補者の氏名及び昇格・昇任の要件・基準等の各種人事関係情報、特定高検管内の各検察庁における各級ごとの職員数、役職名等や氏名、生年月日、各種人事関係情報は、人事事務担当者等の一部関係職員以外には知られることのない性質のものであり、これを公にすると、人事管理に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとされたもの。

② 該当しないとされた例

■ 決裁書のかがみ部分（秘密指定欄及び秘密の標記、諮問庁幹部決裁欄、主管決裁欄、文書保存期間、文書起案及び決裁完結年月日、起案者の氏名及び内線番号、協議先、件名等）（21-447）

■ 臨時出張所の職員数（R4-独 13）

注：利用者等から職員の人数のみに拘泥した意見が寄せられることがあったとしても、東日本大震災に係る法律業務を実施するため設置された臨時出張所であるという事情も踏まえると、それが直ちにセンターの人事管理に係る事務に関する外部からの不当な干渉であるとまではいえないとされたもの。

5 ホ（独法ト）：「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

① 該当するとされた例

□ 国有林売払い契約における評定価格及び鑑定評価額等（15-452、453）

注：国有林野事業において、国の売払契約の適切な執行が妨げられるおそれがあると認められたもの。

□ 用地費、調査費、工事費等の項目ごとに整理された各年度の契約額、支出決定済額等の投下事業費、整備が完了した宅地の原価見返額、年度末における建設仮勘定残高等（21-独 31）

注：機構が企業会計原則に則して年度ごとに作成・公開している財務諸表や業務報告書等の数値を積み上げるための根源的なデータであって、また、仮勘定として原価が確定する前の途中段階のものであり、一般企業においても内部管理情報として公にされるものではなく、民間事業者にと競合関係にある機構においても同様と認められたもの。

□ 公表までに至らない法令違反の指摘を受けた病院名等（22-独 12）

注：労働基準法や労働安全衛生法に基づく臨検の対象となる特定独立行政法人において、民間病院同様、当該臨検において、どの病院がどのような指摘事項・措置内容を受けたかを明らかにすることは、当該病院の企業経営上の正当な利益を害するおそれを生じさせることは否定できないとしたもの。

② 該当しないとされた例

■ 公的企業から提供された協定届及びその添付資料並びに更新届のうち、事業の種類、事業の名称、事業の所在地、時間外又は休日労働させる必要のある具体的理由、業務の種類及び労働者数（15-311）

■ 特定製剤を投与した可能性のある国立病院等及び県立病院等の名称、その所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等（15-617）

■ 経営が破たんし事業を他へ譲渡して解散した金融機関の4年以上前の預金保険料額等（20-独 70）

注：破たん処理手続は既に完了しており、事業が三つの信用組合に譲渡されたこと、分割承継から開示請求までに4年以上（答申時点では6年以上）が経過していることから、この時期に開示することにより、事業を承継した三つの信用組合の開示請求時点での預金額を推認することは困難であることを考慮したもの。

■ 労働基準監督署から是正勧告を受けた独立行政法人等及びその機関の名称（23-407）

注：独立行政法人は、独立行政法人通則法3条本文において、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、同条2項において、その業務の内容を公表することを通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないと規定され、同様の趣旨は独立行政法人以外の独立行政法人等にもいえることである。また、法5条2号においても独立行政法人等は、企業等その他の団体に関する情報の対象から除外されているところであり、同条6号ホに規定する独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報についても、より狭いものとなる場合があると解されるとしたもの。

6 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

① 該当するとされた例

- 行政庁からの争訟に関する法律意見照会に対し、法務省訟務部局が示した法的観点から意見、法律解釈についての意見等が記載された文書（15-327）
- 医療事故調査検討委員会の議事録等のうち、事故実情調書（14-27）
- 実験動物の個体管理のための戸籍簿に貼付されている写真（15-228）
- 内閣官房報償費の使途に関する記述のうち、支出済一覧表の主要国首脳会議出席関係で在外大使館以外の債主名、その振込先金融機関名、店舗名、預貯金種別及び口座番号（15-275～280）
- 脳死判定・臓器提供に係る作業班資料（15-405）
- 内閣情報調査室の報償費支払明細書のうち、各取扱者に対する報償費の支出一件ごとに記載された支払金額及び支払先の取扱者名の各欄の記述部分（15-448）
- 矯正施設に設置された、動体管理システムの運用に関する文書のうち、センサーの具体的な場所、作動時間、作動時の職員の対応（15-481）
- 情報公開審査会の答申書案（15-506）
- 公金流用疑惑に係る調査結果報告書の事情聴取結果（15-726）
- 査証事務に関する具体的事項等（16-631、653）

注：答申では具体的に以下が挙げられている。

- a 個別・具体的な事例に則した査証事務遂行上の対処方針
- b 個々の査証申請事案を処理するための審査基準、審査手法及び査証発給事務に係る内部の事務事項
- c 査証事務関係者の個人識別情報（1号ただし書イに該当する場合でも不開示となり得る）
- 行政相談苦情処理票のうち、a 申出人の属性に関する記述、b 行政相談において受け付けた苦情事案の申出内容、c 申出人等の関係当事者等の氏名等個人の特定につながる表記、d 申出内容と一体不可分な記載と認められる苦情事案の処理内容等（17-84）
- 公共用地の取得に係る標準地価格総括表等に記載された地元精通者から収集した情報（17-独34）
- 刑事施設に勤務する医師の氏名（18-45～47）
- 公認会計士試験第2次試験の論文式試験の記述問題等に関する解答例（19-64）
- 医師国家試験のいわゆる禁忌肢が含まれる問題及び当該選択が特定されている文書（19-428）

注：禁忌肢とは、患者の死亡や臓器の機能根絶に直結する解答や、倫理的に誤った回答をする受験者の合格を避ける目的で設定され、合格基準として定める数を超えて選択した場合は不合格となる。禁忌肢となり得る選択肢の内容に限界があるので繰り返し出題される可能性があるもの。

- 特定庁舎の警備に関する内部情報（22-153、154）
- 刑務所に作業を提供している事業者名（23-55）
- 公益通報に関する調査結果報告書案のうち、通報者の主張等、調査の概要及び調査結果等（23-370）

注：公益通報者の氏名は記載されていないが、これを公にした場合、既に開示された部分と併せること等により、当該公益通報者の同僚等一定の範囲の関係者には当該公益通報者が誰であるかを特定することが可能となり、今後、公益通報をしようとする者が自己の公益通報に係る情報が公にされることを危惧し、公益通報をちゅうちょするなど、公益通報に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとされたもの。

- 事業の公募に係る審査表及び企画競争審査結果報告書におけるコメント及び評価点数（24-532）

注：当該コメント及び評価点数は、これを公にすることにより、率直な意見の交換や公正であるべき公募手続に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるとともに、そのような事態の発生は、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められたもの。

- 統計法に基づく基幹統計調査である海面漁業生産統計調査の調査票のうち海面漁業漁獲統計調査票（26-385）

- 弁護士職務経験制度により検察官を受け入れた法律事務所の名称（26-489）

注：法律事務所が、検察官を受け入れることによって、その意図に沿わないイメージを周囲に与えることや、取材依頼等による業務負担が生じることを懸念して、国の機関が行う弁護士職務経験制度への応募を差し控えるなど、同制度への協力が得られなくなるおそれがあることから、2号イについて判断するまでもなく、同制度の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるとされたもの。

- 職員の内線番号（29-43）
- 特定秘密保護法案について、非公開で行われた政党P T等の会議録における政党からの出席者の意見等（29-140）

- 不服申立て処理状況調べに記載された審理手続の進捗状況や裁決の方針に関する項目（30-44）

- 平和学習の実施に関し、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の解釈等についての特定地方公共団体との打合せの概要及び資料のうち、法令解釈等における様々な考え方、これに対する文部科学省の意見（30-122）

- 学校基本調査における大学卒業者数のうちの不詳・死亡の者の内訳（該当大学名と各人数）（30-216）

注：当該情報を調査実施者である文部科学省が開示した場合、被調査者である大学との信頼関係が損なわれ、今後の学校基本調査に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとされたもの

- 不法残留者数の在留資格別内訳のうち「定住者」の人数（非公表数値であり簡易な精査しかしていないもの）（R2-159）

注：公表を前提とした十分な精査・検証が行われていない数値が一人歩きするおそれがあるとする旨の諮問庁の説明は、これらの情報が一般に公開されているという事情も認められないことからすると、首肯できるとされたもの。

- 死亡事案担当者が、関係機関から入手した情報（R2-430）

注：地方官署の職員が、作成した文書に不正確又は未成熟な内容が記載されていたとしても、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、随時かつ迅速な報告がなされない等の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることなどから、その結果として事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある旨の説明を覆すに足りる事情も認められないとされたもの。

- 各国国会議員から提供を受けた質問通告用紙（R2-529）

注：国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会質問等の行政事務に必要な情報の入手が困難となるなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の説明を覆すに足りる事情は認められないとされたもの。

- 特定調査室が行った特定国会議員に関する調査内容が分かる文書の存否（R3-31）

注：新聞記事に記載があるが、当該新聞記事は飽くまで報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであるから、それをもって本件対象文書につき、特定室が行った情報の収集・調査の事実が明らかにされているとはいえないとされたもの。

- 生徒会各委員会で決定した委員を記入する文書に係るイントラネット上の共有フォルダにおける保存先フォルダ名やファイル名（R4-独 51）

注：公になってしまうと、関係教職員以外の者に生活指導部のファイルの保管場所を知られ、ファイルの盗難、改ざん、個人情報漏えいなどの情報セキュリティ上のリスクが高まり、附属学校の運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという説明が認められたもの。

- 本省から地方支分部局に送付した連絡メールのうち、送信者が添付ファイルの取扱いに関して個人的見解を述べている部分（R5-475）

注：当該部分を公にすると、地方支分部局における文書管理の在り方について、実務担当者レベルの個人的認識が一般に共有されることによって文書管理業務についての誤解を招き、当該文書管理業務への信頼が損なわれかねず、ひいては、地方支分部局における事務事業に支障が生じるおそれがあることは否定できないとされたもの。

(一方、添付ファイルの取扱いに関する本省からの事務的な連絡事項として職務上発出された部分については、公にしても、省全体として日常の事務の効率化や統一化を図るという事務又は事業に支障が生じるとは認められないとされた。)

- ①雇用保険の失業等給付の受給資格について、法人の代表を務める者が都道府県労働局に実際に相談した内容及びそれに対する本省の見解、②担当課が質疑応答形式で作成した不正受給関係疑義解釈集（R6-153）

注：①相談内容等が回答を含めて具体的に公にされること等を懸念し、法人の代表を務める者が受給資格について労働局に対して相談を行うことをちゅうちょすることとなり、的確な対応を行う上で必要な事実関係の把握が困難となる、②また、不正受給に関する調査手法が公にされると、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不正受給等の違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとされた例

- 起案者及び決裁者の生命・身体を害する可能性を示唆する請求者が存在する場合における決裁鑑文の「起案者」欄の「起案者の氏名」並びに「決裁・供覧」欄の「決裁者の氏名」及び「職名」（R6-224）

注：開示請求者が、本件対象文書に記載された公務員（起案者及び決裁者）の生命・身体を害する可能性をほのめかす発言をしており、当該公務員の氏名・職名が明らかになると当該公務員が課せられた職責を十分に果たせなくなるおそれがあることが否定できない場合において、当該公務員の氏名・職名について、これを公にすると当該公務員が属する局・課・室の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、第1号該当性について判断するまでもなく第5条第6号柱書に該当するとされたもの。

② 該当しないとされた例

- 登記所統廃合計画が記載された通知文書（14-6、7）
- 動物実験計画審査願のうち、実験動物供給先の国公立機関の名称（14-57）
- 審理終結後の行政不服審査に係る行政文書（14-231）
- ダム事業に係る損失補償基準（14-451）
- 内閣官房報償費の使途に関する記述のうち、支出済一覧表の a 内閣官房長官を債主とするもの、b 主要国首脳会議出席関係で在外大使館以外の債主名、その振込先金融機関名、店舗名、預貯金種別及び口座番号を除く部分（15-275～280）
- 内閣情報調査室の報償費支払明細書のうち、表題、取扱責任者の氏名、月ごとの報償費の前月繰越額、本月受入額、本月支払額、返納額、翌月繰越額、支払年月日、使用目的及び備考の欄の記述部分（15-448）
- 記者ブリーフ資料におけるブリーファの氏名及び官職であって、ブリーフィング当時に公表慣行があるものであり、かつ、記者ブリーフ後長時間を経過したもの（15-786）
- 調査活動費に関する内規（15-395）
- 公認会計士試験第2次試験の簿記の計算や仕訳に関する問題に対する解答例（19-64）

注：問題の数値が変われば解答となる数値も変わり、今後の類似試験問題の参考とすることは不可能であり、公にしても受験生の思考の画一化を進め、答案のパターン化、画一化に拍車がかかるとは考えがたいと判断されたもの。

- 社会保険労務士試験委員の氏名（20-58）
- センター試験問題に対する予備校や高等学校教師からの質問や要望等に係る文書（照会文書）及びそれに対する回答文書（22-独41）

注：諮問庁が、別途、教育研究団体等に依頼して寄せられた意見・評価とこれに対する見解を公表していることも考慮し、該当しないと判断されたもの。なお、本件では、特定の個人等を識別できる情報は開示を求めている。

- 特定高等検察庁執務規程別表のうち刑事部刑事事務課一般刑事係、同課特別刑事係、同課公

判係及び公安部公安事務課公安係の各係の担当事件の類型（26-61）

注：犯罪の捜査や公判の遂行を中心とした事務を所管する当該各係の係長の氏名及び職名が公表されている中で、当該各係の所管事務が明らかになることで、事件の関係者が担当係長及びその家族に対し、不当な干渉を行ったり、危害を加えるなどの犯罪に及ぶおそれが飛躍的に高まるとはいえないとされたもの。

- ゲーム依存症及び嗜癖障害に関し、特定国会議員に対して特定省庁が行ったレクチャー、資料等のやり取りが分かる文書（特定国会議員に対して説明等を行ったという事実）の有無（特定国会議員自身が自らその事実を公表している場合）（R4-519）

注：特定国会議員自身が、特定ウェブチャンネルにおいて、特定省庁から説明を受けた旨発言していることを踏まえると、今後、当該省庁における各種の政策立案に関し、国会議員との忌たんのない意見交換等を困難とする情報まで明らかにするとはいえないなどとされたもの。

第4条（文書の特定）

○ 対象文書として特定すべきではないとされたもの

■ 開示請求受付後に新規作成した法人文書（R5-独情36）

注：法に基づく開示請求権は、開示請求時点で保有する法人文書があるがままの形で開示することを求める権利であるから、開示請求受付後に、請求者の意に沿う対応をして、新規作成した法人文書を特定したことは是認できないとされ、保有する文書について適切な情報提供を行い、補正を求めるべきとされた例

○ 文書特定が不十分とされたもの

□ 特定年度の会計証明書類（20-308）（東京地裁H23.5.26判決、東京高裁H23.11.30判決）

注：本件のように、他の行政機関において作成された行政文書が、当該他の行政機関（全国の121の会計機関）の所掌事務に係る文書であって、ファイル管理簿に照合するとすれば、合計約2,600件に及ぶファイルにまとめられるものであり、また、各文書は相互に密接な関連を有するとは認められず、しかもその分量が210万枚を超えるというような場合においては、行政文書ファイルの名称だけでは請求文書を特定するには足りず、これに更に限定を加える形で特定をしない限り、請求文書の特定としては十分とは言えず不適法であるところ、処分庁が補正を求めたにもかかわらず異議申立人が当該補正に応じなかったため、不適法は是正されなかったと認められることから、開示請求権の濫用の点について判断するまでもなく、文書の不特定を理由とした不開示決定は妥当とされたもの。

□ 特定年度の支出計算証拠書類（28-96）

注：開示請求書に記載する対象文書として行政文書ファイル名の引用による特定の仕方は、対象文書が多量（約120万枚）である場合には不十分であり、処分庁が補正を求めたにもかかわらず、異議申立人がこれに応じなかったことから、権利の濫用の点について判断するまでもなく、文書不特定という形式上の不備があるとされたもの。

□ 「各科ごとに設定されているパソコン内のフォルダ」に保存されている文書（27-592）

注：「行政文書を特定するに足りる事項」の記載方法については、原則として、保存場所等の範囲を示すだけでは不十分であり、開示請求者は、開示を求める文書自体を識別し得る事項を明らかにする必要があるとされたもの。

□ 「管理職が事業・施策・計画や各部署の業務を評価（自己評価）・分析等したもの。」（30-521）

注：特定労働局並びに管内の地方出先機関である労働基準監督署及び公共職業安定所においては多岐にわたる業務を行っており、これら業務全般にわたり、本件開示請求の対象となる文書を探索しなければならないことから、参考資料を提供し、設定した期限までに補正がなされない場合には、補正を行う意思がないものとして取り扱う旨を伝えて、開示を希望する行政文書を特定するため補正を複数回求めたが、特定するに十分な回答を得られなかったため、形式上の不備を理由に不開示とした原処分について妥当とされたもの。

□ 特定日に特定課室において保管されていた文書（R元-24）

注：行政文書開示請求書に記載した文言によってのみ文書を特定しようとするれば、処分庁は、特定課室が本件開示請求時点で保有する全ての文書につき、それが特定年月日において、既に作成又は取得していた文書であるか否かを逐一確認した上で、同日時点において既に作成又は取得していたことが確認できた文書のうち、同日時点で「個人情報」として保管されていたものを抽出し、抽出された個々の文書のうちいずれが本件開示請求時点で行政文書として管理されているかを確認することが避けられないことから、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があると認められ、当該請求文言の補正がなされない限り、形式上の不備により不開示とすべきとされたもの。

□ 「児童生徒の自殺の原因が記載されている文書（報告書、研究書を含む具体的事案のもの）」 （R元-274）

注：開示請求書の記載のみでは審査請求人の求める文書の内容を確認できないことから、締切りまでに回答がない場合は、文書不特定による不開示決定を行う旨を審査請求人に伝えた上で、具体的に対象としている文書等の内容を記載するよう、相当の期間を定めて求補正を行ったが、審査請求人からの回答がないことから、形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、妥当とされたもの。

□ 事務処理手引本体と一体として本件対象文書を成す滞納様式（R6-91）

注：対象文書本文中に滞納様式を参照するよう記載があり、対象文書に記載された滞納整理事務を行うに当たり、携帯すべき証書や相手方に手交する文書のひな形であり、対象文書に含まないとはいい難いとされた例

□ 庁内の特定役職及び特定部署に関する文書（R6-1112～1118）

注：庁内の特定の役職名及び部署名（以下「本件部署」という。）を挙げた「本件部署に関する文書（特に、〇〇）」との7件の請求について、本件部署に関する文書を包括的かつ重疊的に求めるものであり、このような請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められず、かつ、処分庁から開示請求者に対し請求内容の確認を試みたにもかかわらず審査請求人から十分な回答を得ることができなかったことから、形式上の不備により不開示とすべきだったとされたもの。

○ 文書特定が可能とされたもの

- ・ 財政法第46条の4の規定により、平成29年度に電磁的方法で提出された電磁的記録（R元-126）

注：処分庁において、文書の特定が極めて困難であったとし、審査請求人に対し文書特定のための補正を求めたところ、回答がなかったことから、形式上の不備があることを理由として不開示とした決定に対し、「システムを利用して財務省に提出した電磁的記録について、その一覧表を出力することは、システムの仕様上できないが、同省に提出した電磁的記録を個々に出力することは可能であり、「審査請求人に対して補正を求めるまでもなく、これらのシステムを探索すれば、本件対象文書に該当する電磁的記録を特定することは可能である」として、本件対象文書を特定して、改めて開示決定等をすべきとされたもの。

- ・ 特定法律の名称が付いている行政文書ファイル（行政文書ファイル管理簿に記載されているもの）に綴られている文書の全て（R4-288）

注：行政文書ファイル管理簿上の行政文書ファイルの件名に特定法律の名称が付いている行政文書ファイルを特定し、当該行政文書ファイルにつづられている文書の全てを対象文書として特定することにより特定が可能であり、また、業務の遂行に著しい支障を生じ、法11条を適用してもなお対応が不可能な量であり、社会通念上相当であるとして是認できる量を超えるものであるなどの説明をしていないことも併せ考えると、行政文書の特定が不十分であるとはいえないとされたもの。

- ・ e-Learning（情報システム）の管理情報から抽出し作成した特定課職員の研修受講履歴を示す資料（R6-580）

注：職員の研修受講状況についての総括文書管理者への報告文書に関する開示請求に対し、研修未受講の職員には受講が終了するまで課室長が督促し、結果として庁内職員の受講率は100%を達成しており、これをもって総括文書管理者への報告に代える運用としていたことから該当する報告文書が存在しないとする原処分について、e-Learningの管理情報から抽出し作成した特定課職員の研修受講履歴を示す資料を対象文書として特定し、改めて開示決定等をすべきであるとされたもの。

- ・ 特定時間帯に路上喫煙をしていた職員とされる人物（開示請求書に添付された写真の人物）が当該時間帯において職務専念義務がなかったことが分かる文書（R6-1018）

注：容貌が添付した写真に一致する職員が路上喫煙していた特定日特定時刻頃に職務専念義務のなかったことが分かる文書に関する開示請求に対し、当該写真に記録された顔貌等の情報から特定の個人を識別することが可能であり、当該人物に係る上記文書の開示を求めるものとして特定されているといえるから、開示請求の対象行政文書の不特定という形式上の不備があるとは認められないとされたもの。

（なお、「本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が特定庁舎に勤務する職員である事実及び特定日特定時刻頃に庁舎敷地外で路上喫煙をしていた事実の有無を明らかにすること」となり、当該事実は、法第5条第1号ただし書のいづれにも該当せず、法第8条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとされた）

○ 対象文書を保有しているとは認められないとされたもの

- 特定省庁の幹部職員が特定日に送信又は受信した電子メール（R4-79）

注：当該省庁の職員がパソコンで送受信する電子メールは、当該省庁で管理しているメールサーバ内に職員ごとに割り当てられた送受信フォルダ（メールボックス）に保存されており、そこに保存されている送受信メールを削除した場合には、メールサーバ内からは全て消去されるなどとする諮問庁の説明、また、（当該幹部職員の特定日の）送受信メールの保存期間が1年未満であって、既に廃棄しているなどとする諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められないとされたもの。

○ 対象文書を保有していると認められるとされたもの

■ 専用のアプリケーションに入力されているデータ（特定刑事施設の被収容者向け献立の熱量及び塩分）（R6-1119）

注：既存プログラムの改変等を行うことなく、審査請求人が特定した献立のレシピを容易に出力することができる場合において、当該レシピの出力は、アプリ内に新たな情報を入力した上で出力するものではないため、「新たな文書の作成」には当たらず、単なる既存文書（情報）の出力の仕方（方法）の問題にとどまるものと解され、また、過去の時点のデータについて開示請求がされた場合、過去の時点のデータが残存しないのであれば最新時点のデータにおいて開示すれば足りると解される（総務省の「情報公開事務処理の手引」でも、「データベースについては、通常、過去の時点のデータは残存されないの、過去の時点のデータについて開示請求があった場合には、最新時点のもので対応する」と記されている）ため、アプリから審査請求人が特定した最新時点のレシピを出力することは可能であることから、特定刑事施設において、本件対象文書を作成又は取得し、保有していることは明らかであるとされたもの。

○ 求補正が十分ではないとされたもの

- ・ 「副業や兼業農家などの副業的な収入がある場合に雑所得に該当する旨の運用上の取扱いを記載した局署への事務連絡など」（R元-648）

注：文書の特定を行うための求補正において、請求の対象を審査請求人の明示的な同意なく「行政文書のすべて」から「事務連絡など」に変更し、対象文書がどのような範囲の文書を指すのか不明瞭なまま、処分庁が文書不存在を理由とした不開示決定を行ったことは不当であり、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして、開示請求する行政文書の名称等について、更に補正を求めた上で、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきとされたもの。

- ・ 「入試不正対応窓口にこれまで届いた不正入試に関する依頼を記録した文書」（R4-230）

注：処分庁が、審査請求人に対して請求文言の補正を求め、あるいは開示請求の趣旨を確認するといった対応を行うことなく、本件対象文書を「入試不正対応窓口にこれまで届いた不正入試に関する依頼を一覧として記録した文書」と解して特定したことは、本件開示請求の趣旨を限定的に解釈しすぎたものであり、不当であるとされたもの。

- ・ 「「核兵器禁止条約」に関して行政文書ファイル等につづられた文書」「例示したものが綴られている行政文書ファイル」（R6-388～389）

注：求補正の際に例示した文書の内容がつづられている行政文書ファイルの名称について、判明次第知らせる旨を告げながらこれを行わずに行った形式上の不備による不開示決定及び情報提供としてe-Govを教示するのみで行った形式上の不備による不開示決定について、いずれも適切なものであったとは認め難く、当該求補正に対し審査請求人から回答がなかったことをもって直ちに文書不特定という形式上の不備を理由として不開示とすることは、処分に至る手続の不備により正当性を失ったものであるといわざるを得ず、取り消すべきとされたもの。

○ 情報提供をするなど適切な対応を望むとしたもの

- ・ 原処分時には本件対象文書が既に作成されていたのは明らかであるから、原処分を行う前に、本件対象文書が作成されている旨の情報提供をするなど、より適切な対応を行うことが望まれるとされたもの。（R3-独1）

注：開示請求の時点で、対象文書を保有しているとは認められないので、これを保有していないとして不開示としたことは妥当とされたもの。

第2条第2項（行政文書・法人文書該当性）・適用除外

○ 行政文書とされたもの

- ・ 集団的自衛権の閣議決定に関する国会の閉会中審査に備えて作成されたが不採用となった「全23間の国会答弁資料案」の電磁的記録（28-646）

注：行政文書該当性は、対象文書の具体的・客観的状况に基づき判断すべき。職員がそれを消去するのを失念してただけであったとしても共有フォルダに残存していた以上、職員の主観的認識等により直ちに行政文書該当性が否定されることにはならない。文書作成後の利用実績の有無は、行政文書該当性の有無を直ちに左右するものではない。

- ・ 原子力損害賠償紛争和解仲介室長が在職中に送受信した電子メール等（28-728）

注：退職した特定職員が送受信した電子メールと添付文書の全ての開示請求について、組織的に用いる必要のある電子メールは印刷して紙文書として保存する一方、他の電子メールは職員が個別に削除することとされているとして、紙文書として保存されていたもののみを対象文書として特定したが、当該職員が使用していたPC等を調査の上、該当するものがあれば、改めて開示決定等をすべきとされたもの（行政文書の定義に該当すれば、メールそのものも行政文書足り得る。）。
（参考）メールの行政文書該当性：大阪高裁 H29.9.22 判決

- ・ 専用のアプリケーションに入力されているデータ（特定刑事施設の被収容者向け献立の熱量及び塩分）（R6-1119）

注：利用者個人に特定の機能を行うことを可能にする一般的なアプリケーションであり、共有フォルダやデータベースのように複数の職員が異なる端末からアクセスできることを前提に作成されたものではないアプリ内に保存された特定刑事施設の献立のレシピについて、アプリを使用して、行政文書である被収容者に給与する食料の献立を作成していること、管理栄養士が作成したレシピは削除されずに蓄積されること、複数の職員がアプリにアクセスすることが可能であることなどが認められることから、職員が職務上作成又は取得した電磁的記録であって、組織的に用いるものとして、保有しているものであるとされたもの。

○ 行政文書とされなかったもの

- ・ 「いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報」及び「電子ファイルを日本語ワープロソフトを用いてディスプレイに表示した場合に付随的に表示される同ファイルに関する各種の情報」（31-2）

注：「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうとされており、ここでいう「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解され、本件対象文書は、いずれも業務上必要なものとして利用又は保存されている状態にあるとは認められず、「行政文書」には該当しないとされたもの。

- ・ 法令の条文（R2-161、162、340、342）

注：法令は、公布の手続が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られており、法令の条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手が可能であることから、行政文書に該当せず、法の開示請求権制度の対象とする必要はないものと解すべきとされたもの。

- ・ 特定ウェブサイトにおいて、一定の条件を満たした者に送られる賞品とされており、その表面に、特定の要件を達成した旨の記載やロゴマークが表示されている物品（R4-343）

注：特定ウェブサイトにおいて、特定の要件を達成したことを表彰するために贈呈される物品であり、表示されている文字やマークが、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有機的に可視的状态に表現したものとはいえないことから、「文書、図画」に該当しないと認められたもの。

- ・ 特定出版社によって出版、販売されている訓令通牒録に掲載されている通達等（R5-172）

注：一般に容易に入手・利用が可能な書籍に掲載され、現時点において一般人がこれを利用するのが極めて困難であるなどの特段の事情も認められないとされたもの（当該訓令通牒録は、国立国会図書館に所蔵されており、同館の遠隔複写サービスを利用することによって、海外在住者であっても、当該訓令通牒録の複写の入手が可能である。）。

○ 法の適用を受けるとされたもの

＜戸籍法 128 条の「戸籍及び除かれた戸籍の副本、同法 48 条 2 項に規定する書類並びに届書等情報」に該当しないとされたもの＞

- ・ 死去した職員の遺族から提供を受けた「死亡届の写し」(R2-334~337、R3-511)

注：職員が死去したことに關して戸籍制度の枠組みとは別に取得した文書であり、当該文書に法が適用されたとしても、利用者無用の混乱を招くおそれが生じるとは認められず、当該死亡届の写しは法の適用を受けると解されるとされたもの。

○ 法の規定は適用されないとされたもの

＜刑事訴訟法 53 条の 2 第 1 項の「訴訟に關する書類及び押収物」に該当するとされたもの＞

- 特定の被疑事件の存在を前提に、当該事件に關して特定警察が押収した「防犯カメラ映像とボイスレコーダー」(R4-81)

注：刑事訴訟法 53 条の 2 第 1 項の「訴訟に關する書類及び押収物」は、訴訟記録に限らず、不起訴記録等もこれに該当するものと解されるとされたもの。

- 判決書の謄本及び決定書の謄本 (R3-385)

注：特定の刑事事件訴訟手続の過程で作成されるもの。

第 12 条及び第 12 条の 2（事案の移送）

○ 規定の趣旨に反する違法なものであり、当該決定は取り消すべきとしたもの

- ・ 処分庁は、移送庁が特定した文書について、不開示情報該当性の判断を行い、開示決定等を行わなければならないものであるから、処分庁における対象文書の保有の有無にかかわらず、対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は 12 条 1 項及び 2 項の規定の趣旨に反するとされたもの（R4-2）

注：処分庁は、移送庁が特定した具体的な文書について確認することもなく移送を受けたものであり、移送に係る「協議」が適切になされたとはいえないとされている。

○ 移送の際に、移送に係る文書の名称を明示すべきとしたもの

- ・ 移送庁から処分庁に送付された文書においては、開示請求に係る行政文書名として、開示請求書に記載された本件対象文書の表記がそのまま記載されており、具体的な行政文書の名称が明らかにされていないもの（R4-2）

行政手続法第8条（理由の提示）等

- 理由の提示に不備がある違法なものであるとして、不開示決定を取り消すべきものとしたもの
 - ・ 対象文書を特定しないまま、その全てを不開示情報に該当するものとして不開示としたり、不開示決定通知書等において、不開示とした文書の具体的な文書名を明らかにしないままその全部が不開示としており、どのような文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかにされておらず、理由の提示の要件を欠くことから、法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であるとされたもの（22-独32、38、23-独69、24-独61、25-61～64、26-494、27-251、581、924、27-独35、49・50、28-123、591、28-独38）
 - ・ 対象文書の種類、性質等を十分に示しているとはいいい難く、また、不開示部分が各不開示条項に該当すると判断した理由を、開示請求者において了知し得るものになっているともいえないとされたもの（R6-61）
 - 注：不開示とした情報がどのような情報であるかという説明が一切含まれておらず、開示の実施を受け照合して初めて当該情報の記載場所のみが分かるにすぎない記載が多く認められ、また、不開示とした理由についても、開示した場合に、どのような事態が生じることによりどのような支障を及ぼすおそれがあるかが記載されておらず、具体的に示しているとは認められないとされた例
- 理由の提示に適切さを欠くとしたもの
 - ・ 一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有（存在）していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められるものであり、「保有していないため不開示となります」等との理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くとされたもの（R2-独11・12、R3-317、R4-79）
- 対象文書に記載された情報に応じて個々に不開示情報該当性を検討し開示決定等をすべきとしたもの
 - ・ 対象文書について、その全部を不開示とすることが相当であるとは認められず、対象文書に記載された情報について個々に不開示情報該当性を改めて検討し、不開示情報に該当しない部分については開示すべきとされたもの（R3-151）

行政手続法第13条（不利益処分）等

- 聴聞を行わなかったことにつき手続上の瑕疵があるとして、原処分を取り消すべきとしたもの
 - ・ 対象文書を全部開示するとした当初処分を取り消し、一部不開示とするものであり、不利益変更に該当するとされたもの（R1-437）

注：文書の一部（別添一覧表）の存在を見落とし、特定した部分には不開示情報が含まれないことから全部開示決定（当初処分）を行ったが、見落とし部分に不開示情報が含まれており、当初処分を取り消して改めて一部開示決定（原処分）を行ったところ、当初処分は行政手続法上の許認可等（同法2条3号）に該当し、当初処分が開示した部分については全部開示を維持していたとしても、原処分に表示された文書名は当初処分の文書名と同じであり、原処分はこれを取り消すものであるので不利益処分に該当し、同法13条2項の除外事由等がない限り、同条1項1号に基づき、聴聞手続を行うべきであったとされた例

- ・ 当初処分が開示された部分を不開示とするものであり、不利益変更に該当するとされたもの（R5-340）

注：当初処分において不開示箇所に誤記があり、行政文書開示決定通知書と対象文書の不開示部分が一致していなかったことから、不開示箇所が一致する決定（原処分）を改めて行ったところ、対象文書の一部を開示する決定は、行政手続法上の許認可等に該当するものであり、当初処分と原処分の各行政文書開示決定通知書における不開示部分を比較照合すると、原処分は当初処分が開示された部分を不開示とするものであって、同法13条2項の除外事由等がない限り、同条1項1号に基づき、審査請求人に対して聴聞手続を行うべきであったとされた例